

令和 3 年 第 6 回

芦北町議会 12 月定例会会議録

開会 令和 3 年 11 月 30 日

閉会 令和 3 年 12 月 3 日



熊本県芦北町議会

令和3年第6回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
11・30	火	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案・陳情審議 （散 会）
12・ 1	水	休 会（議事整理）
2	木	休 会（議事整理）
3	金	本会議（開 議） 陳情審議 一般質問 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（11月30日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	4
3	欠席議員氏名	5
4	説明のため出席した者の職氏名	5
5	事務局職員出席者	5
6	開会 開議	8
第1	会議録署名議員の指名	8
第2	会期の決定について	8
第3	諸報告	8
	議長諸般の報告	8
	行政報告	8
第4	町長の提案理由説明	8
第5	議案第63号 令和3年度芦北町一般会計補正予算（第5号）	9
第6	議案第64号 令和3年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号）	16
第7	議案第65号 令和3年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算 （第2号）	18
第8	議案第66号 令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第2号）	19
第9	議案第67号 令和3年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）	20
第10	議案第68号 芦北町議会議員及び芦北町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の制定について	21
第11	議案第69号 芦北町地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例の制 定について	22
第12	議案第70号 芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて	23
第13	議案第71号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について	24
第14	議案第72号 芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制 定について	25

第15 議案第73号	建設工事委託に係る協定の締結について	25
第16 同意第4号	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	27
第17 発議第5号	芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	28
第18 陳情第9号	大関山風力発電建設計画に関する陳情について	29
7 散 会		30

第2号(12月3日)

頁

1 議事日程		33
2 出席議員氏名		33
3 欠席議員氏名		33
4 説明のため出席した者の職氏名		33
5 事務局職員出席者		34
6 開会 開議		40
第1 陳情第9号	大関山風力発電建設計画に関する陳情について	40
第2 一般質問		41
(1) 坂本登議員第1回目一般質問		41
○竹崎町長答弁		42
○岩田教育長答弁		42
○佐竹農林水産課長答弁		43
○川尾企画財政課長答弁		44
(2) 坂本登議員第2回目一般質問		45
○白坂教育課長答弁		45
(3) 坂本登議員第3回目一般質問		45
○白坂教育課長答弁		45
(4) 坂本登議員第4回目一般質問		45
○白坂教育課長答弁		46
(5) 坂本登議員第5回目一般質問		46
○岩田教育長答弁		47
(6) 坂本登議員第6回目一般質問		47
○佐竹農林水産課長答弁		48
(7) 坂本登議員第7回目一般質問		48
○佐竹農林水産課長答弁		48
(8) 坂本登議員第8回目一般質問		48

○佐竹農林水産課長答弁	49
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	49
○竹崎町長答弁	50
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	50
○竹崎町長答弁	51
(11) 坂本登議員第11回目一般質問	51
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	52
○竹崎町長答弁	53
○岩田教育長答弁	54
○佐竹農林水産課長答弁	54
○福井住民生活課長答弁	54
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	55
○竹崎町長答弁	55
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	55
○竹崎町長答弁	57
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	57
○福井住民生活課長答弁	58
○川尾企画財政課長答弁	58
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	58
○福井住民生活課長答弁	59
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	59
○福井住民生活課長答弁	59
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	59
(1) 林田燿宏議員第1回目一般質問	60
○竹崎町長答弁	62
○鎌倉建設課長答弁	63
○佐竹農林水産課長答弁	63
(2) 林田燿宏議員第2回目一般質問	63
○鎌倉建設課長答弁	64
(3) 林田燿宏議員第3回目一般質問	64
○鎌倉建設課長答弁	65
(4) 林田燿宏議員第4回目一般質問	65
○佐竹農林水産課長答弁	65
(5) 林田燿宏議員第5回目一般質問	66

○佐竹農林水産課長答弁	66
(6) 林田燿宏議員第6回目一般質問	66
○佐竹農林水産課長答弁	67
(7) 林田燿宏議員第7回目一般質問	67
(1) 楠原清照議員第1回目一般質問	68
○竹崎町長答弁	73
○岩田教育長答弁	74
○鎌倉建設課長答弁	74
○佐竹農林水産課長答弁	74
○志水コミュニティセンター課長答弁	75
○福井住民生活課長答弁	76
(2) 楠原清照議員第2回目一般質問	76
○鎌倉建設課長答弁	76
○佐竹農林水産課長答弁	77
(3) 楠原清照議員第3回目一般質問	77
○志水コミュニティセンター課長答弁	77
(4) 楠原清照議員第4回目一般質問	77
○志水コミュニティセンター課長答弁	77
(5) 楠原清照議員第5回目一般質問	78
○志水コミュニティセンター課長答弁	78
(6) 楠原清照議員第6回目一般質問	78
第3 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	80
第4 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	80
第5 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	80
第6 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出	80
第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	80
追加日程第1 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申出	81
7 閉 会	81

令和3年第6回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年11月30日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸報告
 - 議長諸般の報告
 - 行政報告
- 第 4 町長の提案理由説明
- 第 5 議案第63号 令和3年度芦北町一般会計補正予算（第5号）
- 第 6 議案第64号 令和3年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第65号 令和3年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第66号 令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第67号 令和3年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第68号 芦北町議会議員及び芦北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第11 議案第69号 芦北町地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第70号 芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第71号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第72号 芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第73号 建設工事委託に係る協定の締結について
- 第16 同意第 4号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

て

第17 発議第 5号 芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第18 陳情第 9号 大関山風力発電建設計画に関する陳情について
(散会)

2 出席議員 (15人)

1番 楠原清照君	2番 長口隆君
3番 林田耀宏君	4番 坂本登君
5番 宮内道則君	6番 寺本順一君
7番 古村逸男君	8番 白坂康浩君
9番 前田徹一君	10番 元山秀志君
11番 平松洋一君	12番 川尻成美君
13番 寺本修一君	15番 草野安道君
16番 宮尾秀行君	

3 欠席議員 (1人)

14番 岡部 恵美子 君

4 説明のため出席した者の職氏名 (16人)

町 長 竹崎一成君	副町長 藤崎正司君
教育長 岩田繁義君	総務課長 松本俊造君
企画財政課長 川尾敏浩君	税務課長 長崎十三男君
住民生活課長 福井成昭君	福祉課長 池田康浩君
健康増進課長 田中公広君	農林水産課長 佐竹貴幸君
商工観光課長 釜辰信君	建設課長 鎌倉博之君
上下水道課長 平田秀臣君	教育課長 白坂達也君
スポーツ・文化振興課長 内田照也君	コミュニティセンター課長 志水哲治君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名 (2人)

議会事務局長 福田貴司君 次長(課長補佐) 窪田和彦君

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 令和3年10月1日（金）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合
内 容 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について外
- 3 熊本県町村議会議長会（議員研修会）（WEB開催）
期 日 令和3年10月6日（水）
場 所 芦北町役場議員控室
講 師 流通経済大学教授・ジャーナリスト 龍崎 孝 氏
内 容 講演：演題「日本の政治経済の展望」
- 4 熊本県市町村総合事務組合議会定例会
期 日 令和3年10月6日（水）
場 所 熊本県市町村自治会館
内 容 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について外
- 5 熊本県町村議会議長会理事・郡事務局長合同会議
期 日 令和3年10月21日（木）
場 所 美里町役場
内 容 令和4年度予算案について外
- 6 熊本県町村議会議長会（広報研修会）（WEB開催）
期 日 令和3年11月4日（木）
場 所 芦北町役場議員控室
講 師 議会広報ファシリテーター・熊本大学客員教授 越地 真一郎 氏
内 容 講演：演題「そろそろ化けませんか！」創意、熱意の取り組みに学ぶ
議会広報紙のクリニック
- 7 南九州西回り自動車道建設促進大会
期 日 令和3年11月15日（月）

場 所 ホテルルポール麹町（東京都）

8 第65回町村議会議長全国大会

期 日 令和3年11月26日（金）

場 所 明治記念館（東京都）

令和3年11月30日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

芦町監第29号
令和3年11月9日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行 様

芦北町監査委員 井 川 良 一

芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和3年10月31日

3 検査実施日

令和3年11月9日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	409,933,892 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	3,986,453,544 円
	歳入歳出外現金	112,239,701 円
	計	4,508,627,137 円
水道事業会計		340,896,852 円

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

ただいまから令和3年第6回芦北町議会定例会を開会します。

岡部君から欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番 平松君及び12番 川尻君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から12月3日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月3日までの4日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（宮尾秀行君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、議長諸般の報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 町長の提案理由説明

○議長（宮尾秀行君） 日程第4「町長の提案理由説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ありがとうございました。

昨年の豪雨災害を受け、本年を復興元年と位置づけ、復旧・復興事業に全力で取り組んでまいりました。町内各所で事業が行われ、徐々にではありますが、確実に

復興への歩みが進んでおります。また、復興を後押しする芦北町復興まつりや計石校庭マルシェ、校庭シネマが開催され、多くの皆様に御来場をいただきました。賑わいや笑い声から、復興への大きな弾みとなるとともに、被災された皆様へのエールとなったものと考えております。今後とも一日も早いふるさと芦北の再生へ全力で取り組んでまいります。

さて、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

まず、令和3年度芦北町一般会計補正予算及び特別会計に係る補正予算4件、また条例の新規制定1件、条例の一部改正4件並びに建設工事委託協定の締結1件、さらに人事案件1件を含めた、合計12議案を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（宮尾秀行君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

第5 議案第63号 令和3年度芦北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第5、議案第63号「令和3年度芦北町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） おはようございます。

それでは、議案第63号、令和3年度芦北町一般会計補正予算（第5号）について、御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,570万円を追加し、総額を160億6,793万円とするものです。

また、第2条で繰越明許費、第3条で地方債の補正をそれぞれ計上しております。

まず、今回の補正は、款1の議会費から款9の教育費まで、人事異動等に伴う職員給与費等の補正を行っており、総額で686万6,000円の減額となっております。また、あわせて昨年同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等の縮小・中止で、総額3,299万2,000円の減額補正を計上しております。以降、各款の補正につきまして、これらを省略して説明いたします。

歳出から説明いたします。

予算書は13ページをお開きください。

款の2総務費です。下から2段目になりますが、項1目5財産管理費の400万円は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱等の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策である利子補給費補助事業等の今年度交付決定分が対象となったため、今年度の事業の財源として同交付金を地方創生臨時基金

へ積み立てるものです。

目6企画費の627万2,000円のうち、予算書は14ページになります。節18負担金補助及び交付金の77万3,000円の減額は、令和2年度国勢調査速報値の公開により、水俣芦北広域行政事務組合負担金の負担割合を再算定したことによる事務局経費に係る負担金の減額であります。

目11高速交通対策費の113万5,000円は、燃料費高騰によりふれあいツクールバスの燃料費を増額するものです。

15ページをお願いします。

最下段になります。項4目2町議会議員選挙費の1,272万7,000円は、公職選挙法の改正に伴い、令和4年3月執行の町議会議員選挙における選挙運動費用を公費負担とするためのものであります。

16ページをお願いします。

款3民生費です。項1目1社会福祉総務費の1,529万円の減額のうち、節27繰出金の203万6,000円の増額は、低所得者に対する保険税軽減額を公費で補填する国民健康保険基盤安定繰出金が軽減世帯の増に伴い増額となった195万6,000円と、国民健康保険事業特別会計事業勘定繰出金の8万円です。

目2障害者福祉費の1,273万9,000円は、補装具の義足及び座位保持装置の申請が当初見込みより多くなったことによる補装具費扶助費の286万1,000円と、令和3年4月の報酬改定に伴う加算創設による給付費の増額と、児童福祉サービスの利用者増に伴う障がい児通所給付費扶助費の987万8,000円です。

目4高齢者福祉費の534万8,000円は、介護保険事業特別会計への繰出金です。

目5後期高齢者医療費の2,837万円は、令和2年度後期高齢者医療市町村療養給付費負担金の確定に伴う過年度に係る追加納付です。

項2目1児童福祉総務費の1億849万7,000円のうち、高校生以下の子育て世帯を支援するため、子ども1人当たり5万円を給付する令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業が、節18負担金補助及び交付金の子育て世帯への臨時特別給付金1億250万円と、事務費である節1報酬から節12委託料までの250万6,000円の合計1億500万6,000円となります。また、節18の保育環境改善等事業補助金360万円と、放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染拡大防止事業補助金75万円は、それぞれ保育所8施設と放課後児童クラブ4施設が購入する子ども用マスクや消毒液等の新型コロナウイルス感染症対策用消耗品や備品の購入に対する補助金です。

目2児童措置費の79万2,000円は、児童手当の特例給付に関する制度改正

による給付対象者の所得上限額の変更等にシステム改修委託料です。

目4 児童館費の61万5,000円は、滑り台等の遊具で転落防止となっている格子状の枠に子どもの頭部や胴体が入って事故となった報道を受け、児童館等町所管施設の遊具点検を行った結果、危険と判断された5カ所、7台の遊具の改修に伴う修繕費です。

18ページをお願いします。

次に、款4 衛生費です。項1目2 予防費の3,465万7,000円は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る経費のうち、町外の医療施設で接種した場合に支払う事務手数料と、その接種費用を医療機関へ支払う住所地外接種費支払事務手数料58万7,000円と、令和3年度に必要な個別接種分予防接種委託料3,337万7,000円、健康管理システム改修委託料69万3,000円です。

目の3 衛生費の15万8,000円の減額は、令和2年度国勢調査速報値の公開により、水俣芦北広域行政事務組合負担金の負担割合を再算定したことによる火葬場費に負担金の減額です。

目5 健康増進事業費の376万2,000円は、検診機関からの検診結果等の様式標準化とマイナンバー制度を活用した検診情報の閲覧や、市町村間の情報連携を行うためのシステム改修委託料です。

19ページをお願いします。

目6 生活排水対策事業費の781万7,000円は、町の浄化槽設置整備事業補助金が豪雨災害の被災による新築家屋の増等で、設置基数が予定を上回る申請が予測されるための増額508万6,000円と、農業集落排水事業特別会計の繰出金273万1,000円です。

目8 豪雨災害対策費の551万円は、泥涸り水道組合の取水施設が豪雨災害により被災したため、新たに水源を確保するための飲料水供給施設災害復旧事業費464万円と、その球磨川流域復興基金分87万円です。

項2目3 し尿処理費の143万7,000円は、令和2年国勢調査速報値の公開により、水俣芦北広域行政事務組合負担金の負担割合等の再算定によるし尿処理費による負担金の増となります。

20ページをお願いします。

次に、款5 農林水産業費です。ページは最下段になります。それから、21ページにかけまして、項2目2 林業振興費の2,230万3,000円は、災害公営住宅建設で町産材を使用するため、伐採した丸太の仕分け、保管等に係る建築用資材等管理手数料194万円及び伐採に係る災害公営住宅建築用資材施業業務委託料1,664万6,000円です。また、町産材を活用して建築する住宅等へ補助を行う

木造住宅建築支援事業補助金が当初の見込みより要望が多いため増額371万7,000円です。

次に、款の6商工費です。項1目3観光費の971万5,000円の減額のうち、予算書は22ページになります。3段目になりますが、節の27繰出金は町有温泉事業特別会計繰出金15万1,000円です。

23ページをお願いします。

次に、款7土木費です。上から2段目になります。項2目2道路維持費の574万4,000円は、現在使用しているバックホーが購入から13年経過しており、さらに昨年の豪雨災害で例年以上に稼働し故障したことから、新たに買い替えるための公用車購入費です。

項3目3水防対策費の2,728万円は、芦北排水機場の2台のポンプのオーバーホールと、No.2ポンプのクラッチ改修に係る修繕料です。

目4砂防費の919万5,000円は、県事業の事業費確定に伴う県負担金の増で、急傾斜地崩壊対策事業が大尼田地区ほか2地区の225万3,000円、単県急傾斜地崩壊対策事業が天月地区ほか1地区の693万4,000円と、県治水砂防協会負担金8,000円です。

目5海岸保全の2,450万円は、東海カーボン株式会社田ノ浦工場の敷地内の既存排水機の改良及び増設に係る県の海岸整備事業に対する負担金です。

24ページをお願いします。

項4目1港湾管理費の817万2,000円は、県事業の事業費確定に伴う県負担金の増で、県港湾協会負担金の17万2,000円と、小田浦松ヶ崎の浮棧橋と防波堤の補修に係る港湾整備（交付金）事業負担金800万円です。

最下段の項6目3豪雨災害対策費の3万6,000円は、女島の応急住宅集会所の使用頻度が多く、電気料が当初見込みより増えたために増額するものです。

25ページをお願いします。

次に、款8消防費です。2段目の項1目3消防施設費の91万3,000円は、小島団地内の消火栓が経年劣化により水漏れが発生していることから、緊急に修繕することとなったための修繕料です。

目4災害対策費の2,387万4,000円のうち、節14工事請負費の1,247万4,000円は、今後の大規模災害に備え4カ所の避難所へ防災倉庫を設置するもので、約270名の3日分の食料、飲料水を保管する予定です。

一番下の表になります。次に、款の9教育費です。項2小学校費、目1学校管理費の58万6,000円は、燃料費高騰により小学校スクールバス燃料費を増額するものです。

目3 豪雨災害対策費の2,181万7,000円は、令和2年7月豪雨で被災した佐敷小学校の国庫補助対象とならない修繕料、工事費、備品購入費で、そのうち修繕料は浄化槽マンホール等に係る214万4,000円、工事費は被災により剥がれた校舎周りの芝の復旧工事1,074万円と、体育館前駐車場の舗装の復旧工事840万円、備品購入費は4年生教室で使用するロッカー3台に係る53万3,000円です。

26ページをお願いします。

項3 中学校費、目1 学校管理費の32万3,000円は、燃料費高騰により中学校スクールバスの燃料費を増額するものです。

目3 豪雨災害対策費の2,850万7,000円は、佐敷小学校と同様に令和2年7月豪雨で被災した佐敷中学校の国庫補助対象とならない修繕料と工事費で、修繕料は職員通用口ドア修繕等の300万5,000円、工事費はトイレの洋式化工事1,952万5,000円、体育館前駐車場の舗装の復旧工事305万1,000円及び運動場ダッグアウト改修工事292万6,000円となります。

27ページ中ほどになります。

項4 目7 生涯学習センター費の59万円は、小田浦生涯学習センターへ入居している企業の電気使用料の増に伴う光熱水費です。

予算書は29ページをお願いしたいと思います。

項5 目3 温泉プール運営費の87万7,000円のうち、節17 備品購入費の88万円は、温泉プールのプール底を清掃するロボットが購入から11年経過し、経年劣化により故障したため新たに購入するものです。

次に、款の10 災害復旧費です。項1 目2 林業用施設災害復旧費の1億271万7,000円は、令和2年度から繰り越していました林道東部線と林道風穴線が関連する県復旧事業の遅延により、林道復旧事業が令和3年度内で完了が見込めないため、新たに本年度予算として組み替えを行うものです。

次に、歳入について説明いたします。

予算書は10ページになります。

款の14 国庫支出金です。項1 目1 民生費国庫負担金の636万8,000円は、補装具の義足及び座位保持装置の申請増に伴う障害者自立支援給付費等負担金143万円と、児童福祉サービスの利用者増等に伴う障害児入所給付費等負担金493万8,000円です。

目2 衛生費国庫負担金の3,337万7,000円は、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金です。

項2 目1 総務費国庫補助金の618万6,000円は、保育所及び放課後児童ク

ラブにおけるコロナ対策用消耗品、備品の購入に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金617万5,000円と、マイナンバーカード関連事務補助員に係る社会保険料増に対する個人番号カード関連事務補助金1万1,000円です。

目2民生費国庫補助金の1億759万8,000円は、保育士におけるコロナ対策用消耗品、備品の購入等に係る保育対策総合支援事業費補助金180万円と、児童手当の特例給付に関する制度改正に係るシステム改修に対する子ども・子育て支援事業費補助金79万2,000円、令和3年度子育て世帯への臨時特例給付金給付事業に対する補助金で、給付金に相当する事業費分1億250万円と事務費分250万6,000円です。

目3衛生費国庫補助金の445万9,000円は、検診結果をマイナンバー制度で利活用するためのシステム改修に対する疾病予防対策事業費補助金162万3,000円、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る健康管理システム改修に対する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金128万円と、浄化槽設置に係る地方創生汚水処理施設整備推進交付金155万6,000円です。

目8災害復旧費国庫補助金の98万円は、被災した町立図書館の蔵書復旧に対する公立社会教育施設災害復旧費補助金です。

目9消防費国庫補助金の500万円は、避難所4カ所で設置する防災倉庫に対する社会資本整備総合交付金です。

11ページをお願いします。

款15県支出金です。項1目1民生費県負担金の465万円は、低所得者に対する保険税軽減額相当額のうち、県負担金である国民健康保険基盤安定負担金146万6,000円と、補装具の義足及び座位保持装置の申請増に伴う障害者自立支援給付費等負担金71万5,000円、児童福祉サービスの利用者増に伴う障害児通所給付費等負担金246万9,000円です。

項2目1総務費県補助金の354万5,000円は、泥汨上水道組合の飲料水供給施設等の災害復旧事業に充当する球磨川流域復興基金317万円と、放課後児童クラブにおけるコロナ対策用消耗品、備品の購入等に係る新型コロナウイルス感染症対応総合交付金37万5,000円です。

目3衛生費県補助金の282万3,000円は、浄化槽設置に係る県の浄化槽設置整備事業費補助金です。

目4農林水産業費県補助金の1,882万3,000円は、芦北排水機場のポンプオーバーホールとクラッチの修繕に係る農業水路等長寿命化防災減災事業補助金です。

目6 土木費県補助金の3万6,000円は、女島の仮設住宅集会所の電気料増に伴う県の建設型応急住宅費補助金です。

目9 災害復旧費補助金の9,360万2,000円は、林業用施設災害復旧費で本年度予算に組み替えた林道東部線と林道風穴線に係る林業用施設災害復旧費補助金です。

次に、款18繰入金です。項2目1町有施設整備基金繰入金の2,600万円は、災害公営住宅建設用資材の施業と管理に係る委託料と、芦北排水機場ポンプ修繕へ充当する基金繰入金です。

款19繰越金を最後に説明いたします。

12ページをお願いします。

款20 諸収入です。項4目2雑入の5,193万9,000円は、2行目の中山間地域総合整備事業負担金が県事業負担金として令和元年度に県へ支払ったものの、豪雨災害により実施できなかったための過年度返還金210万円、その下の建物災害共済金は佐敷小・佐敷中の共済金5,032万4,000円、最下段は小田浦生涯学習センターへ入居している企業の電気使用量増加に伴う企業からの電気料収入71万3,000円で、それ以外は新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等の中止に伴う減額となります。

款の21町債です。項1目5土木債の3,950万円は、県の急傾斜地崩壊対策事業費負担金と単県急傾斜地崩壊対策事業費負担金に係る急傾斜地崩壊対策事業債700万円と、同じく県の海岸整備事業負担金と港湾整備事業負担金に係る港湾債3,250万円です。

目8 災害復旧費債の820万円は、林道施設災害復旧工事に係る林業用施設災害復旧事業債です。

最後に、款の19繰越金です。

予算書、11ページの最下段になります。

歳入歳出不足額に5,039万3,000円に対しまして、前年度繰越金を充当するものであります。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費について説明いたします。款5 農林水産業費、項2 林業費の災害公営住宅建築用資材町有林施業委託等事業から、款の10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業まで、8事業合計8億8,792万6,000円は、年度内完了が困難であるために翌年度へ繰り越すものであります。

7ページをお願いします。

第3表地方債補正について説明いたします。追加につきましては、港湾債3,2

50万円を新たに追加しております。変更につきましては、急傾斜地崩壊対策事業債を700万円増額し1,030万円へ、林業用施設災害復旧事業債を820万円増額し4,680万円とするものであります。起債の方法、利率や償還方法については、表に記載のとおりであります。

なお、30ページから32ページに給与費の明細書を、33ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しております。

以上で、一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第6 議案第64号 令和3年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第6、議案第64号「令和3年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。福井住民生活課長。

○住民生活課長（福井成昭君） おはようございます。

議案第64号、令和3年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

事業勘定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,440万6,000円を追加し、総額を33億364万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は9ページになります。

款1総務管理費、項1総務管理費、目1一般管理費の98万4,000円の増額は、職員の異動等に伴う職員給与費等の補正と、マイナンバーカードの健康保険証利用の勧奨や登録支援に係る需用費及び役務費となります。

次に、款1総務管理費、項2徴税費、目1賦課徴収費の61万5,000円の減額は、職員の異動等に伴う職員給与費の補正であります。

次のページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費の2億5,420万2,000円は、外来受診や調剤報酬の増加に伴う療養給付費の補正です。

次に、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費の5,983万5,000円は、70歳以上の方の医療費の増加に伴い、高額療養費が不足することとなったため補正するものであります。

次に、歳入につきましては8ページになります。

款1国民健康保険税、項1目1一般被保険者国民健康保険税の1,908万4,000円の減額は、国民健康保険世帯の方で令和2年7月豪雨により被災した世帯の保険税のうち、4月から12月分を減免するもの等です。

次に、款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金の3億3,116万5,000円は、保険給付費に要する費用に対する普通交付金及び令和2年7月豪雨により被災した世帯の減免分の財政支援に係る特別交付金です。

次に、款5繰入金、項1目1一般会計繰入金の203万6,000円は、低所得者に対する保険税軽減相当額を補てんする保険基盤安定繰入金及び職員給与相当額を一般会計から繰り入れる職員給与費等繰入金です。

次に、款8国庫支出金、項1国庫補助金、目1社会保障番号制度システム整備費補助金の28万9,000円は、マイナンバーカードの健康保険証利用の勧奨や登録支援の経費に係る国庫補助金です。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正について御説明いたします。こちらは直診勘定となります。年度開始前に契約が必要な患者輸送車運転業務委託料の限度額239万8,000円を追加するものです。

なお、予算書11ページから13ページに給与費明細書を、14ページに債務負担行為で当該年度以降の支出予定額等に関する調書を添付いたしております。

以上で、芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第7 議案第65号 令和3年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第7、議案第65号「令和3年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） おはようございます。

議案第65号、令和3年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ1,948万1,000円を追加し、総額を24億2,610万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の534万8,000円の増額は、職員の異動等に伴います職員給与費等の補正です。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス給付費は、保険料の減額補正に伴い調整交付金へ財源を組み替えたものです。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費の1,347万2,000円は、令和2年7月豪雨に係る利用料減免期間が令和3年12月まで延長されたことに伴います補正及び実績見込みの増に伴う補正でございます。

款5諸支出金の項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金66万1,000円は、令和2年7月豪雨に係る災害減免のうち、還付先不明であった対象者への還付実施に伴う追加でございます。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

6ページになります。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料の2,335万2,000円の減額は、令和2年7月豪雨に係る介護保険料の減免が令和3年12月まで延

長されたことに伴い、保険料を減額するものです。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金2,036万9,000円は、令和2年7月豪雨に係る介護保険料の災害減免に伴う補てん分でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金534万8,000円は、職員給与相当額を一般会計から繰り入れる職員給与費等繰入金です。

款8繰越金の1,711万6,000円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

なお、予算書8ページから10ページに給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第8 議案第66号 令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第8、議案第66号「令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） おはようございます。

議案第66号、令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ273万1,000円を追加し、総額を4億44万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款1農業集落排水事業費、項1目1農業集落排水事業総務費の97万1,000

円は、職員の異動等に伴う職員給与費等の補正です。

項2 農業集落排水施設管理費、目3 米田地区農業集落排水施設管理費の176万円は、米田処理場の回分槽にある循環ポンプ取り替えに係る修繕料です。

次に、歳入について説明いたします。

6ページになります。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金の273万1,000円は、一般会計から繰入金を今回の補正財源とするものでございます。

なお、予算書8ページから10ページに給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第9 議案第67号 令和3年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第9、議案第67号「令和3年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） おはようございます。

議案第67号、令和3年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ64万8,000円を追加し、総額を1億2,264万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款1 温泉運営費、項1 運営費、目1 湯浦温泉センター運営費の2万6,000円

は、会計年度職員の転居に伴う費用弁償の補正です。

目2温泉観光センター運営費の62万2,000円は、県の補助事業を活用し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を拡充・更新するため等の補正です。

次に、歳入について、6ページになります。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の15万1,000円は、職員給与相当額等を一般会計から繰り入れるものです。

款6県支出金、項1県支出金、目1県支出金の49万7,000円は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を拡充・更新し、県の感染防止対策認証制度を受けた飲食店に対する補助金でございます。

なお、予算書8ページから10ページに給与費明細書を添付いたしております。
以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第10 議案第68号 芦北町議会議員及び芦北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第10、議案第68号「芦北町議会議員及び芦北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第68号、芦北町議会議員及び芦北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

この条例は、多額の費用がかからない選挙を実現するとともに、候補者の選挙運動に係る経費の負担をできるだけ軽減することにより、立候補の機会均等を図ることを目的として制定を行うものです。

内容としましては、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター、ビラの作成について、限度額までを選挙公営として取り扱うものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第11 議案第69号 芦北町地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第11、議案第69号「芦北町地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 議案第69号、芦北町地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第241条第1項に基づき、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、災害時等特別資金利子補給補助金の令和3年度以降の支出に充当するために積み立てている基金について、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱等の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

今回の改正内容は、附則の中で効力を失う規定を令和8年から令和9年に改めるものであります。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第12 議案第70号 芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第12、議案第70号「芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。福井住民生活課長。

○住民生活課長（福井成昭君） 議案第70号、芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金等の額を40万4,000円から40万8,000円に改めるものです。

附則としまして、この条例は令和4年1月1日から施行するものです。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第13 議案第71号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第13、議案第71号「芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 議案第71号、芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、主に昨今のデジタル化の推進に伴い、家庭的保育事業等における書類等の作成・保存等について、電磁的記録により行うことも可能である旨を規定するため改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第14 議案第72号 芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第14、議案第72号「芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 議案第72号、芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、主に昨今のデジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者が書類等の作成・保存等を行うものや、保育所等と保護者等の間の手続き等に関するもので、書面により行うことが規定または想定されている記録等を電磁的記録により行うことも可能である旨を規定するため、改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第15 議案第73号 建設工事委託に係る協定の締結について

○議長（宮尾秀行君） 日程第15、議案第73号「建設工事委託に係る協定の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 議案第73号、建設工事委託に係る協定の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、大迫川河川改良事業に伴い、河川改良工事を肥薩おれんじ鉄道株式会社に委託することから上程するものです。

今回の事業につきましては、委託事業ではありますが、本来ならば町が行うべき工事を肥薩おれんじ鉄道株式会社に委託して施工しようとするものです。

- 1 協定の目的 大迫川改良事業の委託
- 2 契約の方法 協定
- 3 協定の金額 1億6,335万円
- 4 協定の相手方 熊本県八代市萩原町一丁目1番1号
肥薩おれんじ鉄道株式会社
代表取締役社長 古森 美津代

工事の概要について御説明申し上げます。

本工事は、町道射場芦北線の平生踏切から佐敷駅方向へ約150mのところ、肥薩おれんじ鉄道線下を横断している河川の断面を拡幅する工事でございます。

概要は、鉄道線の工事桁架設や電力・通信設備の移設、ボックスカルバートの設置等を行うものでございます。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

[議案配付]

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

第16 同意第4号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（宮尾秀行君） 日程第16、同意第4号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字田浦町551番地2、氏名、岩田繁義。

この件につきましては、令和4年2月10日の任期満了に伴うものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得るものであります。

氏は、平成31年2月から教育長として、その職責を全うされており、全国学力学習状況調査で全国平均点、県平均ともに、町平均点が上回る等、学力の充実、教育の振興・発展に尽力いただいております。その功績は誠に大きなものがあります。これまでの豊富な経験と実績は、これからの教育行政の振興に大きく寄与するものであり、まさに教育長に適任と認め、ここに議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしく同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

岩田教育長の入場を求めます。

[岩田教育長 入場]

○議長（宮尾秀行君） ここで、岩田教育長に挨拶を求めます。岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、御挨拶を申し上げます。

ただ今、議会の同意をいただき、再任することになりました。深く感謝申し上げます。

私は、就任当初から本町の基本理念である「すべては次代を担う子どもたちのために」を念頭におき、郷土の未来を育む人づくりを目指してまいりました。これからも子どもたちの学力向上や情操教育の充実・強化、さらには安心して学ぶことができる環境整備に努めてまいります。また、社会教育の充実と、スポーツ・文化の振興も図ってまいりたいと考えております。

今後とも竹崎町長のもと、教育行政の推進に誠心誠意努めてまいりますので、皆様方の御支援・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長のますますの御活躍を祈念いたします。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時01分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

第17 発議第5号 芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第17、発議第5号「芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。元山君。

○10番（元山秀志君） 発議第5号、令和3年11月30日。芦北町議会議長、宮尾秀行様。提出者、芦北町議会議員、元山秀志、賛成者、芦北町議会議員、白坂康浩、賛成者、芦北町議会議員、宮内道則、賛成者、芦北町議会議員、林田耀宏。

芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第112条及び芦北町議会会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由につきましては、芦北町議会議員定数条例の一部改正により、次期改選時から議員定数が14人となることに伴い、これに関連する条例の一部を改正する必要がありますので、この議案を提出するものであります。

改正内容について御説明いたします。芦北町議会委員会条例の一部を次のように改正するものです。

まず、第2条関係につきましては、現在、常任委員会の名称及び定数が、総務常任委員会6人、建設経済常任委員会5人、文教厚生常任委員会5人、議会広報委員会6人となっており、4常任委員会で構成されております。これを、総務厚生常任委員会7人、建設経済文教常任委員会7人、議会広報委員会は現在のとおり6人の、3常任委員会として再編するものであります。

各常任委員会の所管につきましては、芦北町課設置条例に基づき建制順で整理し、条文を整えるものであります。

また、第4条関係につきましては、議会運営委員会の定数6人を5人とするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものであり、今回の芦北町議会委員会条例の一部改正に伴い、芦北町農業振興地域整備促進協議会条例との関連がありますので、併せて改正するものであります。

議員各位におかれましては、御審議の上、賛同いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第18 陳情第9号 大関山風力発電建設計画に関する陳情について

○議長（宮尾秀行君） 日程第18、陳情第9号「大関山風力発電建設計画に関する陳

情について」は、先の議会運営委員会で委員会付託する旨の答申がっております。

お諮りします。ただ今議題となっております陳情第9号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

所管の常任委員会におきましては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において、委員長から御報告願います。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

-----○-----

散会 午前11時09分

令和3年第6回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年12月3日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

第1 陳情第9号 大関山風力発電建設計画に関する陳情について

第2 一般質問

（一括議題＝日程第3から日程第7まで）

第3 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第4 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第5 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第6 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

追加日程

第1 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申出

（閉 会）

2 出席議員（14人）

1番 楠原清照君

2番 長口隆君

3番 林田燿宏君

4番 坂本登君

5番 宮内道則君

6番 寺本順一君

7番 古村逸男君

8番 白坂康浩君

9番 前田徹一君

10番 元山秀志君

11番 平松洋一君

12番 川尻成美君

15番 草野安道君

16番 宮尾秀行君

3 欠席議員（2人）

13番 寺本修一君

14番 岡部恵美子君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 竹崎一成君 副町長 藤崎正司君

教育長 岩田繁義君 総務課長 松本俊造君

企画財政課長 川尾敏浩君 税務課長 長崎十三男君

住民生活課長	福井成昭君	福祉課長	池田康浩君
健康増進課長	田中公広君	農林水産課長	佐竹貴幸君
商工観光課長	釜辰信君	建設課長	鎌倉博之君
上下水道課長	平田秀臣君	教育課長	白坂達也君
スポーツ・文化振興課長	内田照也君	コミュニティセンター課長	志水哲治君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	福田貴司君	次長(課長補佐)	窪田和彦君
--------	-------	----------	-------

令和3年第6回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本 登	1 教育環境の整備について	<p>① 小中学生のトイレ洋式化の割合はどうか。また、トイレ洋式化の計画はどうか。</p> <p>② 田浦小学校の外壁改修を望む町民の声があるが、改修の考えはないか。</p> <p>③ 小中学校において、経費削減につながると思われる照明器具をLED化する考えはないか。</p> <p>④ 中学校生徒の多様な感性を重視し、制服のブレザー化やスラックスとスカートを選択できるようにする考えはないか。</p>	教育長
		2 シカ及びイノシシの被害対策について	<p>① シカ、イノシシの被害が深刻で新たな対策を望む声がある。現在の対策及び被害状況はどうか。また、これまでの対策の検証結果はどうか。</p> <p>② 耕作放棄地にイノシシが住み着かないようにするため、耕作放棄地の管理や整備に補助金を出す考えはないか。</p> <p>③ 捕獲したシカ、イノシシ1頭につき国、県、町の補助金額はどうか。また、町の補助金額を増額し、猟銃を使用できる人を育成して生業とできるように支援する考えはないか。</p> <p>④ 有害鳥獣対策の一環として、中山間地などにおいて、猟犬を一時的に放すことの可能性</p>	町長

			<p>などを研究する考えはないか。</p> <p>⑤ シカ、イノシシの肉をジビエ料理に利用できるよう、加工場整備及び販売等の考えはないか。</p>	
		3 球磨川流域の嵩上げ計画及び補償について	<p>① 被災地に住む人、住まない人、公費解体をすでに終わっている人、被災状態のままの家の人、被災した家のリフォーム工事をした人、それぞれの人の補償の条件が違くと不安視する声がある。嵩上げ条件及び補償は具体的にどうなっているか。</p>	町長
2	川尻成美	1 原油高騰化に対する町の支援策について	<p>長期コロナ禍に加え原油高騰による住民生活への影響は深刻な状態である。現在、国では、自治体を実施する生活困窮者の灯油購入費助成などに対して特別交付税の措置によって自治体を支援される考えがあるようである。</p> <p>① 原油高騰の状態は暫く続くと予想されており、住民生活に及ぼす影響を考慮し、生活困窮者、農林水産業者及び商工業者などに対して、いち早く具体的な支援策を講じる考えはないか。</p>	町長 担当課長
		2 豊かな海を守る対策について	<p>令和2年7月豪雨では、八代海に多くの災害ごみが流れ込み、深刻な影響が生じている。</p> <p>① 現在、漁場の状況を町長はどのように把握されているのか。</p> <p>② 豊かな海の再生に向けて、どのような対策を講じる考えか。</p>	町長 担当課長

		<p>3 芦北町環境基本計画について</p> <p>平成22年3月に芦北町環境基本指針及び基本計画が策定され、令和2年3月には第2次芦北町環境基本計画が令和11年度までの期間として策定されている。</p> <p>① アンケート実施において、設問4の芦北町環境基本計画について（P43）、設問5の芦北町総合計画について（P44）内容を知っているかとの問いに、知っていると答えた人が回答者の5%以下である。</p> <p>この回答をどう受け止め、対処する考えか。</p> <p>② 循環型社会の推進（意見要望）（P52～54）の中でプラスチックゴミ問題に対する意見が多くある。</p> <p>この意見要望に対し、どう対処する考えか。</p> <p>③ 資料編として、中学生・高校生アンケートによる問題点と解決策（P106～114）が掲載されている。</p> <p>このアンケート結果を踏まえ、学校ではどのような取り組みを行っているのか。</p>	町長 教育長 担当課長
3	林田耀宏	<p>1 湯浦地区の災害対策について</p> <p>令和2年7月の豪雨災害から1年と5か月、異例の速さで災害復旧工事が進んでいます。特に災害直後、梅雨までの間にとスピード感を持って、湯浦川及び橋本川の掘削工事も見えて進んできました。そして、被災した住宅の解体工事もほぼ終わり、地域の住民の方も一旦落ち着きが見え始めたように感じま</p>	町長 担当課長

す。これから、住宅建設など個人の復興が進められるわけですが、ほとんどの方が、災害が心配ということで、基礎土台の嵩上げ工事をされています。

湯浦地区は、約1,300年の歴史ある温泉地です。温泉のあるところに家を建てたいという話も聞きます。しかし、湯浦地区で家を建てようと思っても一度浸水した所には、またいつ災害が来るか分からないので不安だという声も聞きます。空地対策は、今後の課題ではありますが、湯浦地区に、現在お住まいの方々が安心して暮らせるためにということで、今後の湯浦地区の災害対策についてお尋ねします。

- ① 湯浦川改修計画はどうなっているのか。
- ② 10月21日、農林水産課から、ため池ハザードマップ作成のための説明を受けました。主旨や概要、決壊による氾濫解析結果の説明などで、それによりますと、浸水想定区域図に地域の避難所や危険箇所等を加えた「ため池ハザードマップ」を作成し、地域の住民に活用して頂きたいとのことでした。芦北町全体でため池は何箇所あるのか。
- ③ ため池の管理はどのように行っているのか。
- ④ ため池ハザードマップとしての活用は具体的にどのように

			考えているか。	
4	楠原清照	1 令和2年7月豪雨で発生した土砂災害の復旧の現状等について	① 令和2年7月豪雨により発生した災害のうち土砂災害の被害発生状況及び現在における復旧の取組状況並びに今後の見通し等はどうか。 ア. 砂防事業関係 イ. 急傾斜地崩壊対策事業関係 ウ. 治山事業関係	町長 担当課長
		2 芦北町コミュニティセンターの運営状況及び自治公民館の機能や活動の支援強化等について	① 開館1周年を迎えたコミュニティセンターの運営状況はどうか。 ② 地域コミュニティの再生に資するため自治公民館に対し各種支援を強化する考えはないか。	教育長 担当課長
		3 国民健康保険税資産割課税の見直しの検討状況について	① 令和3年6月定例会の一般質問で国民健康保険税資産割課税見直しを提言し、「検討する」との答弁だったが、その後、どう取り組まれたのか。	町長 担当課長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

寺本修一君及び岡部君から欠席届が出ております。

本日の日程は議席に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 陳情第9号 大関山風力発電建設計画に関する陳情について

○議長（宮尾秀行君） 日程第1、陳情第9号「大関山風力発電建設計画に関する陳情について」を議題とします。

本案については、定例会初日に文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。林田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（林田燿宏君） おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当員会に付託されました陳情第9号、大関山風力発電建設計画に関する陳情につきましては、11月30日に審査を行いましたので、その結果を御報告申し上げます。

今回の陳情の趣旨は、大関山の計画されている大型風力発電が建設されると、水源や希少動物の生息等、大関山の豊かな自然環境が維持できなくなる恐れがあり、土砂崩れ等の防災面についても不安があるため、大関山風力発電計画の中止を求める運動の活動を御理解いただき、支援してもらいたいというものです。

まず、陳情の件について、本町における当計画の概要及びこれまでの経緯、今後の予定等を確認した上で審査を行いました。

委員からは、建設予定地の現地調査や事業者等の関係者から計画の内容を十分聞いた上で判断する必要があるため、継続した審査が適当であるという意見や、この計画は本町だけでなく、隣接する水俣市や球磨村にも関係があるので、関係自治体の動向等も確認する必要があるため、時間をかけて慎重に審査すべきであるとの意見があり、採決の結果、全会一致で継続審査とすべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

第2 一般質問

○議長（宮尾秀行君） 日程第2「一般質問」を行います。

質問通告者は4人です。

通告書をお手元に配付しております。

質問時間は、従来どおり、補助質問を含めて30分以内に制限します。

それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。

なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、坂本君。

○4番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。

日本共産党の坂本登です。

議長の許可のもと、3項目についてお聞きをいたします。

まず1、教育環境の整備についてお聞きいたします。

①以前の一般質問で問題提起し、提案していた小中学校のトイレ洋式化の割合は現在どうなっていますか。また、トイレ洋式化の計画はどうなっていますか。

②田浦小学校の外壁改修を望む町民の声があります。改修の考えはありませんか。

③小中学校において、経費削減につながると思われる照明器具をLED化する考えはありませんか。

④中学校生徒の多様な感性を重視し、制服のブレザー化やスラックスとスカートを選択できるようにする考えはありませんか。

2番目の質問を行います。2、シカ及びイノシシの被害対策についてお聞きします。

①シカ、イノシシの被害が深刻で、新たな対策を望む声があります。現在の対策及び被害状況はどうなっていますか。また、これまでの対策の検証結果はどうなっていますか、お答えください。

②耕作放棄地にイノシシが住み着かないようにするため、耕作放棄地の管理や整備に補助金を出す考えはありませんか、お答えください。

③捕獲したシカ、イノシシ1頭につき国、県、町の補助金額はどのようになっていますか。また、町の補助金額を増額し、猟銃を使用できる人を育成して生業とできるように支援する考えはありませんか、お答えください。

④有害鳥獣対策の一環として、中山間地等において、猟犬を一時的に放すこと等の可能性等を研究する考えはありませんか、お答えください。

⑤シカ、イノシシの肉をジビエ料理に利用できるよう、加工場整備及び販売等の考えはありませんか、お答えください。

次に、3番目の質問を行います。球磨川流域の嵩上げ計画及び補償について、お聞きいたします。

被災地に住む人、住まない人、公費解体を既に終わっている人、被災状態のままの家の人、被災した家のリフォーム工事をした人、それぞれの人の補償の条件が違おうと不安視する声があります。嵩上げ条件及び補償は具体的にどうなっていますか。

3項目について、それぞれお答えください。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

坂本議員の質問にお答えいたします。

質問の主題2のシカ及びイノシシの被害対策につきましては、農林業の振興を図る上におきまして、大変重要な課題であると認識しております。町の総合計画の施策にも掲げております。

また、今年8月からは有害鳥獣対策のための選任として地域おこし協力隊員を配置しております。さらなる対策の強化と効果的な施策の検討を進めているところであります。

なお、具体的な内容及び残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 主題1の①について、お答えいたします。

現在の児童生徒用及び教職員の学校トイレの洋式化率は42.7%となっております。学校のトイレは、子どもたちの学校生活の中で何度も利用する大切な設備で、より良い環境を整えることにより、豊かな空間づくりになるほか、様々な感染症を防ぐことにもつながります。洋式化への改修により、子どもたちにとってもトイレを我慢することが減り、学習に集中できる等の効果も期待できます。

このようなことから、本町におきましてもトイレ洋式化については次年度以降、中学校から順に2箇年で改修するよう計画をしているところでございます。また、改修については、昨年度実施しました児童生徒アンケート結果により、和式トイレも一部残してほしいとの声があったため、改修後の洋式化率は71.1%となる見込みです。なお、改修には多額の費用を要しますので、国庫補助事業を活用しながら整備してまいります。

②、③は関連しますので、併せてお答えします。

田浦小学校については、昭和54年に建築され、42年が経過しております。平成22年度に耐震改修工事を行っておりますが、今年度、外壁だけではなく、校舎全体の劣化状況や改修に必要な工事費積算の調査、設計の委託を行ったところでございます。

また、学校施設照明のLED化につきましては、LED化を行うことにより、電気料金が削減されるほか、近視予防や学習効果の向上も期待できることから、既に全校のLED化に向けての調査、概算工事費の積算を行ったところでございます。

質問①でもお答えしましたとおり、教育環境の整備には多額の費用が発生してまいります。いずれの事業も国庫補助の対象となりますので、積極的に国に要望してまいりたいと思っております。

④について、お答えいたします。

現在、芦北町の中学校制服は、男子は学生服、女子はセーラー服等となっております。教育委員会といたしましては、生徒や保護者の意見を聞きながら、制服のブレザー化だけではなく、頭髪等を含め、生徒の多様性を重視したものになるよう、見直し等を提案、協議していきたいと考えているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） 質問の主題2の①の質問について、お答えいたします。

有害鳥獣対策につきましては、捕獲、防護等の観点から各種対策を実施しています。捕獲については、年間を通して猟友会やJA等と連携した猟銃とわなによる駆除を実施しております。狩猟期間においても地域の状況、要請等によって、随時、必要な捕獲を実施する等、有害鳥獣の増加防止に努めるとともに、猟友会の活動を助成するため、熊本県の鳥獣被害防止総合対策事業による1頭当たりの捕獲補助と併せ、芦北町有害鳥獣防止等対策事業による捕獲単価の上乗せや、わな購入に係る経費の2分の1の補助を行っております。

また、防護につきましても、イノシシ、シカ等の農地等への侵入を防止するため、防護柵の設置に係る経費の2分の1を補助し、農作物被害を抑止するための対策を講じております。

被害状況につきましては、JA及び農業共済への聞き取りにより、イノシシとシカによる令和2年度の被害額は約1,700万円となっております。農作物の被害といたしまして、水稻、果樹、野菜等がありますが、中でもシカによる柑橘類への被害が最も多い状況です。

次に、②の質問について、お答えします。芦北町耕作放棄地解消促進事業としまして、耕作放棄地の整備に対する補助を行っております。また、中山間地域直接支払制度により、草刈り等の農地管理を補助の対象とし、耕作放棄地にイノシシが住み着かないための対策を講じております。

次に、③の質問について、お答えします。捕獲補助金につきましては、県の鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、イノシシ成獣7,000円、幼獣1,000円、シカ7,000円の補助があります。また、町の上乗せ補助として、イノシシ5,000円、シカ5,000円の補助を行っております。昨年度の実績では、多く捕獲している人の平均でも30頭程度です。補助金を増額することで、どれほどの捕獲が増えるかを検討する必要があると思いますが、現状では補助金を増額した場合でも捕獲に対する補助金で生計を立てるのは厳しいのではないかと考えております。

また、狩猟者の育成につきましては、銃及びわな免許取得等に対する補助を実施し、有害鳥獣対策に取り組む人材の確保を図っております。令和2年度は銃の免許取得1件、わな免許取得10件、箱わな購入4件の助成を行っております。

次に、④の質問について、お答えします。長野県大町市等では、サル被害を軽減するために犬に訓練を行い、サル追いを行うモンキードックとして導入し、訓練費用の一部を助成しております。しかし、猟犬を放すことによって、家畜やほかの飼い犬がかまれる等の事故や、猟犬の確保等、様々な課題がありますので、現在のところ考えておりません。

次に、⑤の質問について、お答えします。シカ、イノシシの捕獲後の利活用は、資源循環等の面からメディア等で取り上げられることが多くなっておりまして、手段の一つではあると考えられますが、販売流通網や供給網の確保、品質を保持できる捕獲者の確保、また食肉処理が持続可能になる体制づくり等、現実的な課題も報告されておりますので、現在のところ、加工場整備等の計画は考えておりません。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 質問の主題3について、お答えいたします。9月に開催しました宅地嵩上げ事業に関する説明会における国交省からの説明内容により、お答えいたします。

まず、嵩上げ条件についてでございますが、宅地嵩上げ事業は氾濫の危険性があ

る集落等に住む人の生命や家屋等の財産を守り、継続してその地区に安心して住めるようにすることを目的としております。従いまして、河道掘削や遊水池等の治水対策をとった上で求めた水位の高さまで嵩上げするもので、従前の居住地で再建の意向がある家屋について宅地嵩上げを実施いたします。

次に、補償についてですが、建物本体の嵩上げについては、建物移転料として建物の嵩上げ費用、または現在価値を考慮した上で補償が行われます。また、個別の実状に応じて、工作物移転料、立竹木補償、動産移転料、仮住居等補償金、移転雑費補償金等の補償を受けられるとの説明がっております。

御質問の町民の不安な気持ちは我々も十分理解しているところです。引き続き、町民の気持ちに寄り添いながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） まず、教育環境整備について、再質問をいたします。

ちょっと聞こえづらかったのでメモミスで、洋式化率をもう一度お願いします。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

現在の学校の洋式化率につきましては42.7%でございます。それから、改修後の洋式化率につきましては71.1%でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） ありがとうございます。

今、答弁で、小中学校トイレ洋式化について、現在42.7%、改修後の洋式化率が71.1%とお答えになりました。

そこで、担当課長にお聞きいたします。現在の和式トイレから洋式トイレの改修だけを考えた数字なのか。トイレには小便器もあるし、手洗場等、トイレ全体の計画はどうなっていますか、具体的に分かりやすくお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 改修の概要ということで、お答えさせていただきたいと思いますが、改修の内容につきましては、まず大便器の一部を除いて洋式化をいたします。洋式化の便器につきましては、ウォシュレットを考えております。それから、小便器や手洗いにつきましては、感染症予防の観点からセンサー式に整備をしたいと考えております。

また、床につきましては、入り口部分の段差を改修しドライ式とし、照明につきましてはLED化の計画をしているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 手洗い場は感染症、今、まさにその予防という形で具体化され

る計画で、センサー式というのには驚きましたというか、良いことだなと感心しました。是非進めていただきたい。

あと、②の田浦小学校の外壁の改修、また③の小中学校の照明LED化について、調査を行い、教育環境の整備には多額の費用がかかるため、積極的に国に要望していくと、教育長がお答えになりました。

そこで、担当課長にお聞きします。調査の結果、多額の費用はどれくらいの費用になるのか、また外壁改修及び照明のLED化の計画はどのように進める考えですか、こちらも具体的に、分かりやすくお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

概算です、田浦小学校の外壁の改修工事につきましては約6,250万円、小中学校の照明のLED化につきましては約1億5,700万円を見込んでいます。

整備計画につきましては、先ほど教育長からもありましたけれども、財源のこともありますので、財政当局と協議を行いながら、国の補助事業を活用し、できるだけ早く整備したいというふうに考えております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 私が想像していた以上に予算が、金額がかかるなど今率直に思いました。これに外壁が6,250万円、あとLED化が1億7,000円と、これにトイレも入れたら相当の金額で、これは相当やっぱり国の施策等々、御存じのことですけれど、あらゆる補助金とか、そういった国の支援を活用して、是非実行できるようにしていただきたいと思えます。

④中学校の制服について、先ほどの答弁で生徒の多様性を重視し、見直し等提案・協議していきたいと、教育長がお答えになりました。非常に前向きな良い答弁だと思えました。私事で何なんですけど、私は50年前、佐敷中学校に入学しましたが、当時の制服のデザインと現在の制服のデザインは同じで変わっていません。その前から変わっていないのではないかと考えています。田浦中学校、湯浦中学校においても、見直しを提案・協議する前に、現在の制服のデザインが何年前から使用されているのか調査をしてください。

今回の教育環境の整備について、①から④まで、全体的に前向きな答弁をしていただきました。そこで、教育長にお聞きをいたします。今回の質問は町民からの声をもとに提案しました。田浦小学校の外壁改修の要望は、昨年町長選挙で前田候補が問題提起され、田浦地区以外の町民にも外壁の実状を知ることとなりました。生徒の安全を考え、どうにかしてほしいという声は、田浦にお住まいの教育長の耳

にも届いていたと思います。また、トイレ洋式化、照明器具のLED化、制服をブレザー化し、スラックスとスカートの選択制等、今回の質問は町民の不安な声や要望である4つの問題提起に対して、前向きに答弁をしていただきました。それぞれの計画及び提案を分かりやすく町民に周知徹底して、町民の不安を解消し、生徒児童が安心して学び、成長できる教育環境を整えていただきたい。教育長の見解を最後にお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 大変ありがたい提案をいただきました。本当にありがとうございます。

本日の質問の主題、教育環境の整備につきましては、子どもたちが安全で安心して学習できる環境の整備として当然のことだと思っております。また、この課題につきましては、近々のやはり課題であるということも認識しているところでございます。

また、町内各小中学校の施設も老朽化が進んでいることも認識しているところでございます。このことから、教育委員会といたしましては、芦北町総合計画や教育大綱の基本施策の一つとして、学校施設等の整備を掲げ、計画的に改修工事を進めているところでございます。

しかし、何遍も答弁させていただいておりますけれども、施設改修には多額な費用が必要になるため、国の補助制度等を活用しながら計画的に進めてまいりたいということで考えているところでございます。

また、議員が取り組まれておりますジェンダーの問題については、避けて通れない問題ということで認識しております。今後、学校現場や児童生徒、保護者等の意見を伺いながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 教育長から、ジェンダーの問題は避けて通れない、多様性のことを理解していただき、本当に心強い気持ちがいいたします。是非ですね、計画どおり進むように、進めていただきたいし、町民の不安な気持ちを解消するには、その計画をやっぱり知ってもらおうというか、不満ばかり言われる方も多いんです、どうなつとるんだと。そうじゃなくて、今言われたようなことを周知徹底することで、あっ、やってくれるんだというので、安心感につながると思っていますので、そのようにお願いしたいと思っております。

次に、耕作放棄地の管理や整備について、2回目の質問をいたします。これまでいろんな施策を打ってきて、十分そのことは私も承知した上で、この問題を今回提案しているんです。そこで、住民の声を紹介いたします。「耕作放棄地の持ち主の

高齢化や地元にはいない等、様々な理由により管理・整備ができなくなっている。耕作放棄地が荒れ果て、茂みとなり、原野と里山及び住宅地の境目がなくなり、イノシシの住処になっているところもある。日中にもイノシシ、シカに出くわす人が増えている。中山間地に限らず、計石の造成地の農家3人の方から、我々が耕作放棄地の管理・整備をするから、補助金を出して支援してほしい。」という声です。

担当課長にお聞きします。先ほどの答弁で、耕作放棄地の整備に対する補助を行っている、また草刈り等の農地管理を補助の対象とし、対策を講じていると答弁されました。今、紹介した中山間地に限らず、我々が耕作放棄地の管理・整備をするから、補助金を出して支援してほしいという声に、答弁で言われた事業は対象となりますか。具体的に分かりやすくお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） 坂本議員の御質問にお答えします。

まず、耕作放棄地解消事業につきましては、自己所有地以外の耕作放棄地の解消・復元に対して、その経費の一部を補助する制度でございますので、対象になります。補助金額につきましては、県補助が10a当たり3万円、町の補助が重機を用いない場合、10a当たり2万円、重機を用いた場合が3分の1補助で、上限10万円等の補助になります。

また、御質問の計石地区とは異なりますが、答弁で申し上げました中山間地域直接支払制度による管理につきましては、指定地域全体で取り組む農地の管理に支払う交付金でございますので、個別の農地に対する補助ではございませんが、地域で農地を耕作放棄地にしないための草刈り等、適正に管理することで交付の対象となりますので、有効的に活用いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 計石の農地については、個人の支援ではなくて、地域の支援として対象になるということで理解してよろしいですか。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） 中山間地域以外で取り組まれる、中山間地に該当しない地域につきましては、個別に実施される事業に対して支払う補助金でございますので、地域ではなくて個人に支払う交付金として対象になるということでございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 個人としてでも支援ができるということですね。はい。それは本当に喜ばしいことだと思います。申請の方法とか、そういったのは農林課のほう

が窓口なんですか。例えば、今はもう街部でも何でも目撃されるし、被害は増えていますので、これは中山間地の話だけじゃないものですから、そういった高齢であったり、その地域にいない持ち主のところを、自分たちが草刈りしたり、見通しのいいようにすると。それで自分の農地を守るという今度の声だったんですね。そういう人たちが申請するときに、この補助金をどういうふうな形で申し込めばいいんですか、そこを教えてください。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） 耕作放棄地解消事業につきましては、農業委員会のほうが窓口となっておりますので、そちらのほうで受付を行います。

それと、条件といたしまして、営農を目的といたしました耕作放棄地解消事業ということになりますので、そちらのほう補助の条件というふうになってくると思います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 農業委員会のほうにあるということで、僕も相談者にはそのようにお伝えしたいと思います。

次に、③町の補助金を増額し、猟銃を使用できる人を育成して、生業とできるように支援する考えはないか。④有害鳥獣対策の一環として、中山間地等において猟犬を一時的に放すこと等の可能性を研究する考えはないか。⑤シカ、イノシシの肉をジビエ料理に利用できるよう、加工場整備及び販売等の考えはないか。この3つの質問については、それぞれに現在のところは計画は考えていないという答えでした。残念な答弁です。中山間地だけでなく、中心部を含め、町内全域にシカ、イノシシの目撃情報があり、被害も広がっています。いつ人命に関わる重大事故や被害が起こってもおかしくなく、十分想定できます。このシカ、イノシシ対策の問題提起は、今後も避けて通れない重要な課題です。被害に遭った人、なかった人、また有害鳥獣捕獲に関する全ての人の知恵と力を借りて、対策を講じるべきです。

町長にお聞きいたします。町長も有害鳥獣対策問題は重要な課題とお答えになりました。町長は猟友会のメンバーでもあり、この問題の深刻さは誰よりも御存じだと思います。また、研究もされてきたと思います。今回、私は住民の声を聞き、その声をもとに有害鳥獣対策の一環として提案させていただきました。自治体の使命は住民の声をよく聞き、様々な不安を軽減し、住民の暮らしの安心・安全を守るために具体化することです。現在のところ、考えていないという答弁ではなく、せめて前向きに検討して取り組んでいきたいと答えてほしかったです。町長の見解をお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 現在のところ、考えていないが、検討中であることは疑いのないところであると御理解いただいております。これは全国的な問題でありましてね、しかももう古くて新しい問題でもあるわけで、これというですね、決定打をもう国も持たないし、県も持たないし、町も持たない。関係者の方々がですね、そういう状況下の中で、いろんな手を尽くしております。そういう中で現状打開策の一つとして、地域おこし協力隊員を募集しまして、それでも選任でやっていただくということになります。現在ですね、いろんな状況をですね、現地を踏査しながら対策を講じていく。そして、今後はA Iの活用であるとか、幸い芦北町には旧計石小学校跡にI C Tの関連企業もどんどん進出してきておりますので、そういった方々のですね、切り口をまた変えたところの取組も含めてですね、対応してまいりたいと思います。

それと、狩猟免許の取得につきましてはですね、課長からも申し上げましたが、免許を取る際の補助も行っております。これは銃もそうでありまして、わなもそうであります。それと、また農家の皆さん方の独自の基本的な対策といたしまして、フェンスの設置であるとか、あるいは電柵の設置、これらもですね、もう常に申請があつておる状況であります。大変ですね、もう課題が多いし、悩ましい問題でもありますけども、今後とも精力的に取り組んでまいりますので、いろんな知恵があったら、また御提言いただきたいと思ひます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） もう私が言うよりも、もう町長のほうが大ベテランでありますし、この実状にはもう本当に自分自らが携わっておられるので、これまでの前提なしにですね、また新たな何かないのかと、今おっしゃられたことをもう是非取り組んでいただきたいと思ひます。

最後に、球磨川流域の嵩上げ計画及び補償について、再質問をいたします。地区に安心して住めるようにすることが目的というふうにお答えになりました。そこで、住民の声、不安な気持ちを紹介いたします。「私は国交省の説明を聞いて納得がいかないことがあります。嵩上げの高さが去年の7月豪雨災害の推移の高さの半分ぐらいで不安です。川辺川ダム等の対策をすることが前提と思うが、以前も川辺川ダム建設前提に嵩上げをしてもらった家が屋根まで水没した。また、ダムが完成するまでに線状降水帯が連続発生し、豪雨により球磨川の氾濫が起こらない保証はないでしょう。ダムやほかの対策を全部出来上がるのは何年先のことでしょうか。それまでに7月豪雨並みの、また以上の雨が降らないということは誰にも言えないと思ひます。」というような不安な声です。

もう一人方は、「公費解体を申し込み、既に更地になっている方です。国交省の

説明では、宅地嵩上げの際、被害を受けた家の現状の資産価値に対して補償金が出るが、既に更地のところには補償金はないという説明を受けました。嵩上げ計画が川辺川ダム建設ありきで、ある程度、建設の目途が立ってからの災害から1年たってからの説明では遅すぎます。建物の資産価値に補償金が出ると分かっていたら、公費解体は申し込まなかった。」という悔やむ声です。

あと一人紹介いたします。高齢者の方です。「国交省の話は私は直接聞いていないが、村の人から聞いた話だと、家の解体も土地の嵩上げも国がしてくれるということだけど、ありがたい話だけど、この歳でお金を借りて家を建てるのに不安があるし、また借りられても返済できる自信はない。どうすればいいのか分からない。」という不安な声です。

町長にお聞きをいたします。球磨川流域の嵩上げ計画及び補償は国の事業です。肯定的に捉える地域住民もいることは十分知っています。その上で、今、御紹介した住民の不安な声の方もいるのは事実です。この人たちのような国に直接言えないような小さな声にこそ、町は寄り添い、親身になって直接対話して要望を聞いていただきたい。そして、町独自にできることはないのか、知恵を大いに絞っていただきたい。また、町民の小さな声であっても、国に是非伝えていただきたい。町長の見解をお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 寄り添うというのは、まさにそのことであろうと思っておりますので、今後もそういった皆さん方のお声を聞く中でですね、しっかりと私も伝えてまいりたいし、行動してまいりたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 往々にですね、他自治体、いろんなところがありますが、私はいろんな県内の自治体の一般質問を傍聴に行ったりして学んでいるんですけども、どうしても国の方向を見て、住民の方向というか、住民が主体の要望が実行されるということが少ないように感じています。しかし、我がこの芦北町の町長はですね、やはり提案に対して真摯に受け止めていただいて、実行・決断、このスピードには本当に驚かされる部分も多々あります。だから、相手が国になりますので、もう町長の力を大いに発揮していただいて、今度は親友とまでは知りませんが、長いお付き合いの金子さんは、総務大臣に就任されておりますので、もう是非とも防災のほうの予算等獲得に全力を挙げて、町民の暮らしを守っていただきたいと考えております。

ちょっと時間もありますけれども、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の質問が終わりました。

次に、川尻君。

○12番（川尻成美君） おはようございます。

2番目の質問者であります。

師走に入りまして、めっきり冷え込んでおります。早く開催されましたのですね、今日で終わりでございますけども、時間いっぱいよろしくお願ひしたいと思ひます。

今定例会においては、通告しております3つの問題について質問をいたします。

1つは原油高騰化に対する町としての支援策について、2つに豊かな海を守る対策について、3つに芦北町環境基本計画についてであります。

まず、第1の原油高騰化に対する町の支援策について質問します。長引くコロナ禍に加え、原油高騰による住民生活に対する影響は深刻な状況であります。11月12日の報道では、閣議後、記者会見されました金子総務大臣によりますと、自治体を実施する生活困窮者の灯油購入助成等に対して特例交付税の措置を講じると発表、また松野官房長官は国民生活や経済活動に支障が生じることのないよう、万全を期す必要があると力強く強調しておられました。また、農業や漁業、運送業等の影響を受けている業界や、自治体向けの支援策を検討し、経済対策に盛り込む方針を会見されております。

そこで、原油高騰化の現状はしばらく続くものと予想されます。住民生活に及ぼす影響を考慮し、生活困窮者、農林水産業者及び商工業等に対して、いち早く町として具体的な支援策を講じる考えはないものか、町長に質問します。

第2の質問は、豊かな海を守る対策についてであります。令和2年7月豪雨では、八代海に多くの災害ごみ流れ込み、深刻な影響を受けております。現在、漁場の状況を、町長はどう把握されておられるか、まず1点目の質問であります。

2点は、八代海、特に芦北海岸部の豊かな海の再生に向けて、どのような対策を講じる考えなのか質問いたします。

第3の質問は、芦北町環境基本計画についてであります。これが昨年3月に発刊された冊子でございます。この質問は第2の質問に関連いたしますけども、この環境基本指針や基本計画に基づいて質問をいたします。平成22年3月に芦北町環境基本指針、それと及び基本計画が策定されております。これが10年前のやつです。そして、今回、先ほど皆さんに見せました、令和2年3月には第2次芦北町環境基本計画が令和11年度までの期間として策定されております。この計画書の中には、町民の多くの声が反映されております。

そこで1点は、アンケート実施において、設問4の芦北町環境基本計画について、43ページ、設問5の芦北町総合計画について、44ページに記載してありますよ

うに、内容を知っているかという問いに対し、知っていないと答えた人が、回答者169名中、5%以下でありました。大変驚きましたが、また知らないが、興味があるという回答は97%から100%であったわけであります。これに対し、町長はどう受け止めておられるのか、まずお答えをいただきたい。

2点目は、循環型社会の推進、意見・要望のところでありますが、52ページから54ページの中で、プラスチックごみ問題に対する意見が多く寄せられております。この意見・要望に対して、どう対処される考えか質問します。

3点は、資料編として、中学校・高校生によりますアンケートでは、問題点と解決策ということで、105ページから114ページに掲載してありますが、このアンケート結果を踏まえて、学校はどのような取組を行って、現在おるのか、教育長に質問をいたします。また、行政としてどのような対応を今後されるのかも、同じく質問するものであります。

以上、質問いたしました。誠に現実に直面した問題であり、町民の声であります。着実に対処されるべきことと私は思い、町民の代弁者として、この場に立って質問をしております。町民の声を伝え、そして良い答弁がなされることを期待申し上げます。登壇しての1回目の質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 川尻議員、今、1回目の質問で原油高騰対策に対する町の支援の中で、「特例交付金」という発言がありましたので、「特別交付税」に訂正いたします。

川尻君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の質問にお答えをいたします。

質問の主題1の原油価格の高騰につきましては、御案内のように、現在のところ、高止まりを見せておりますが、先行きは不透明な状況であります。原油高騰は燃料価格のみならず、食料や生活用品、原材料の価格上昇にも影響することが懸念されますので、町民の生活や農林水産業、商工業等の産業への影響を注視しているところであります。

国の原油高騰への対応につきましては、11月19日に閣議決定された経済対策の中で、産業への支援や燃油の小売価格の急騰を抑制する措置のほか、地方公共団体が実施する原油価格高騰対策に対し、特別交付税を措置すること等が示されております。御質問のとおりであります。

しかしながら、具体的な支援策、また特別交付税の措置につきましては、いまだ詳細が示されておられません。従いまして、今後、国の動向を見ながら、県をはじめとする関係機関とも連携を図り、検討をしてみたいと考えております。

次に、質問の主題2の①について、お答えいたします。昨年豪雨による漁場の

状況につきましては、土砂堆積や藻場の流出等によって、環境が著しく変化しております。これは先般、漁協長ともお会いして、それぞれ意見を交換したところでもあります。漁場の改善のためには、今後も引き続き、県や漁協と連携して取り組むことが重要であると考えております。

詳細及び残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 質問の主題3の③について、お答えいたします。学校では、第1次芦北町環境基本計画の策定の前から、各学校が作成した環境教育全体計画及び年間計画に則り、教科や学校行事と関連をつけ、環境保全活動や環境問題について取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） 質問の主題2の②について、お答えいたします。豊かな海の再生につきましては、これまでも海底の耕耘、漁礁の造成、稚魚の放流、浮遊ごみの回収等を実施しております。今年度におきましては、新たに海底調査を行いまして、耕耘実施前後の状況と検証することとしております。豊かな海は町単独でつくれるものではございませんので、町の取組に加えまして、県、沿岸自治体、河川上流地域と連携した取組が必要になってまいりますので、関係団体との連携をさらに強化し、実効性のある取組が実施できるよう推進してまいります。

○議長（宮尾秀行君） 福井住民生活課長。

○住民生活課長（福井成昭君） 質問の主題3の①について、お答えいたします。環境基本計画及び総合計画の内容を把握している方につきましては、少ないというふうに受け止めております。計画の作成に当たりましては、今回のアンケート結果を基に、町民の環境に対する意識を把握し、回答いただいた意見等を取り入れながら政策に生かしているところであります。今後も、環境保全活動への取組の推進や広報並びにイベント時のPR等で啓発を図っていきたいというふうに考えております。

次に、②についてお答えいたします。アンケートでは、プラスチックを捨てない、回収率を上げる、商品自体のプラスチック製の包装を減らす等の意見がありましたが、町では既に22種類の分別収集を行っており、プラスチック製品につきましても、ペットボトル、ペットボトルの蓋、白色トレイ、発泡スチロール、その他のプラスチック等に分けて回収し、リサイクルに努めているところであります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、第1の質問からいきたいと思います。私もメディア等で、いつ具体策が国が示されるのかなというふうに興味をもっておりました。この大臣の発言等を期待しておりましたけども、具体策が、町長も申し上げられましたように、まだ示されていない。もうだいたい構想はあるのかなというふうには感じていますが、要するにもうぶら下げておられますので、特別交付税で施策を打つと返ってくるというに理解しますので、いち早く町として構想を練ってされてもいいのではなかろうかというふうに、私は思ったものですから、こういう質問をしたんですけども、具体策が出てから、どこでも自治体はやりますので、その前に手を打つというのは、一つの早い道、町民に対しての、いろんな企業への施策の一つだと思いますが、町長、いかがですか、早く構想を練られたほうがいいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 担当各課はですね、国・県の動向を見るといいましたものですね、いろんなことは想定してですね、どうするかということは常に検討をしておるのは事実であります。そして、緊急の際にですね、財政出動等も考えられるわけですけれども、これが付け焼刃程度で終わるとですね、愚策というですね、また批判をですね、受けることもございます。今はですね、まだ農協、森林組合、漁協、商工会、各種団体、まだ一切そういうですね、に関連する相談はあっておりませんが、今、会うたびにですね、このことは困ったものだということは言っておりますが、まずは国・県の施策と整合を保つようなですね、政策を打っていかねばいけませんので、もう十分気持ちは一緒でございますので、そのように御理解をいただいております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） コロナ禍の中で生活に困っている方が非常に多いのは、もう現実でありますし、輪をかけまして、原油の高騰という話で、15円上がっておりますし、冬場になりましたですね、灯油等もう同じくそうでありますし、特にハウス農家等は灯油を炊きますので、非常にダメージが多い。新聞の1面にも4業界あたりが悩みを訴えられておったのが印象深いわけでございます。そういうことで、担当課、いろいろこういう方法がいいんじゃないかと。要するに、効率良い施策とこの知恵を出せばあるのではないのかというふうに、私は思っておりますので、愚策という言葉がされましたけども、多分、しかし公平さがないと駄目でありますし、そういうところで知恵を絞ってですね、いち早く年内に何かですね、施策が見いだせれば幸いかなと思いますので、期待しておりますので、よろしくこれはお願いしたいというふうに思います。

次に、豊かな海を守るための施策ですけれども、去年できましたこの基本計画、その前に環境基本条例というのがありますし、美化条例というのも芦北町は作ってありますけれども、これにアンケートを取るということは明記してありまして、このアンケートが非常にやっぱり町民の声として痛烈に、やっぱり響いているわけでありまして。このことを一步一步前進して解決していくことが町民の願いであろうと。その代弁者が私たちですので、先ほど坂本議員もイノシシ、シカの問題、これにも常に書いてありますけれども、私はこういう海のほうの環境という形に特化して御質問するわけですけれども、はっきり言って、川等は目に見えているものですから、工事が進んだなというふうには受け取られます。早いほうで、芦北町はありますので、大分進んでおりますけれども、海のほうは1回要望して、県と農林水産課のほうで、県の担当、振興局の担当を同行して、私の船を出しまして、干潮時期に見て回って、あの5mも6mもある大きな流木が沈んでいるのを目の当たりにして、1回、台船で揚げたんですけれども、まだまだ3分の1も取ってなくて、全然網を仕掛けられない状況なんですね。だから、早くやっぱりやってもらえればいいんですけれども、その点をやっぱり急ぐ、優先順位を付けまして、町単独ではできませんので、できれば一番いいんですけれども、県との協議、先ほど言われましたけれども、それが一番かなというふうに思います。

豊かな海というのはどういうことかというのと、やっぱり稚魚が生息して育って大海に出るといふことの漁場でありますし、この佐敷川、湯の浦川の合流地点のこの沿岸は、非常に芦北高校生と研究の団体と、藻場がやっとなり育成されてですね、非常にいい状況だったんですよ。それがこういう豪雨によって全滅という形ですね、あったものですから、すぐさらえればいいのかという問題じゃありませんし、その点を長期計画を立てて町と県と協議する、そういう考えからスタートしていただければなど。除去するのはもうできますけれども、県の担当局、振興局の係長も一緒に同行しておりますので、十分わかっておられると思いますので、いち早くそれをやってもらいたいというふうに思います。竹崎町長も何回か、この海岸、そういうので遊んだりとか言われたこともありますし、昔はエゴという形で、ナベノツルまで船が行きよったんですよ。そして、藻がものすごくあって、そういう状況でありましたけれども、もう1m以上堆積していると思うんです、前とすれば。1m以上でしょうかね。そして、だんだんだんだん河川の泥等で堆積して、もう海が短くなっているのはもう干潮時期に行けば分かるわけでありまして、私も趣味のほうで家督ありますので、親父が揚がった船で漁をたまにはやっておりますけれども、もうそれが非常に悲しく思われております。農業だと、種まいてすれば、半年ぐらいには野菜はできる。柑橘類も数年間すれば実も付くわけですけれども、漁業の問題は5年、1

0年、あるいは50年かかるというふうに思います。あの時期から50年前は相当な豊穡の海で、漁獲高もあったんですけども、もう全然生活ができない状況というのは御存じのとおりでありますので、それを具体化した計画を立ててもらわないといけないという、いち早くすることから、町長、どういうことからやってもらえますかね。県との協議からでもいいです。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 漁場の回復につきましては、今おっしゃいましたとおりでありまして、まずは藻場を造りですね、そして産卵から稚魚の育成まで図る、自然環境、そういうことをつくるのがもう一番であります。そういうことで、これまで今は亡き芦北高校の梅田和弘先生を中心としまして、芦北高校生、その意志を引き継いでですね、毎年のように藻の植え付けをやっておりました。そして、当初は全くですね、その手法も確立されてない中で、近年は非常に効果的ですね、植付方法も開発されておりまして、いよいよ藻場が広がるなど。これはもう芦北の地先だけではなくて、田浦の地先もそうなんですけども、藻が増えつつあるというですね、ときにこのような大水害を被ったわけでありまして、先般、漁協に委託をいたしまして、海底耕耘は既に実施しましたが、しかし広い不知火海でありますので、なかなかですね、効果がですね、図られるということがないわけでありまして、昨日も副知事とお会いしまして、芦北町にも来られましたので、海のこともお話をしまして、特にこの災害ごみですね、漂流ごみ、漂着ごみ、そしてまた海底に沈んでいるごみ等につきましての対策、是非お願いしたいということをお願いばかりでございましてね、それまでもずっと続けてはおりましたが、ゆゆしきことと捉えております。芦北町民を長いこの歴史の中で、そのたんぱくの供給源として、その意味は大変重いものがありますので、今後も真剣に取り組んでまいりたい。いち早くですね、これも有害鳥獣対策と同じで、なかなかですね、決め手がないわけで、有明八代海再生振興法がございしますが、ここもなかなかですね、その特別措置法のその狙いどおりは進捗していないのが現況でありまして、そこに今度の水害でございました。なお一層の努力を続けてまいりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 十分理解されておられることは承知いたしております。竹崎町長のお父さんは県漁連の会長も歴任されて、こよなく海を愛されておられたことはもう承知、私も幼いときに承知をしておりますので、思い入れも強いというふうに理解して、今後、具体策をですね、してもらえるものと信じておりますので、もうこのくらいに止めておきたいというふうに思います。何せ漁業者が後継者も、要するに経営が良いならば、後継ぎは増えるんですけども、うたせも4隻しかござい

ませんし、この前も4隻借り上げて、人吉・水俣の方、一緒にやって非常に喜ばれたんですけども、なかなか漁は悲惨なものでございました。そういうことですね、観光のうたせの名地でございますし、いち早くその土台である、根幹である豊かな海に早く再生できるようにお願いしておきたいと思います。

次に、第3の環境基本計画のほうですけども、一番冒頭申し上げましたように、アンケートの中でこの基本計画、後期計画、知らないという方が回答が5%以下であったし、そしてこれを知りたいと、必要であるという方はほとんどが回答者の中で言われておりますね。それならば、これをどうにかしてやっぱり見る方法、これはネットでは見られないんでしょう、いかがですか。方策として、これを町民が見られるというあれば、どういうふうで見ればいいんですかね。

○議長（宮尾秀行君） 福井住民生活課長。

○住民生活課長（福井成昭君） 基本計画につきましては、ホームページのほうには掲載を、作成時にしております。現在も載っております。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 総合計画のほうについて、私のほうから答弁させていただきます。作成後に議決いただいた後に、直ちにホームページに掲載して、いつでも見れるような状態で今しているところでありますので、どうぞ御活用いただければと思います。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そうであれば、ホームページの公開のときに何かの方法で見られますよと、もう50%以上は使っておられるんじゃないかなと思うんですけども、アンケートを取られるときはどうか知らなかったんですけども、そういう方法でアンケートを、こういうのは見られますとか、してやったら非常にまた回答が違ってくるんじゃないかなというふうに思いますので、そういう配慮を今後お願いすればなというふうに思います。

プラスチックごみで前回の住民生活課の課長あたりとも何回かやり取りしたんですけども、要するに個々のモラルの問題であるとか、しかしながらポイ捨てとか、海に出ますと、もういっぱいごみが浮かっております。満潮時期にはですね、潮の満潮時期になりますと、もうペットボトルとかいっぱい岸に流れ着いております。拾っております。そういうことで、どういうふうにしたら、このごみがなくなるのかな、もうごみゼロを目指しますとかしてありますけどですね、非常にこれは難問題ですけども、今、レジ袋も有料化してマイバックを持っていく人が非常に多くなっておりますけども、そういう形の中で京都の亀岡市、山の海のないところでありますけども、これはプラスチックごみ条例を作っておられますね。こういう先進地

事例があるんですけども、非常に周知したことでやっておられますけども、町民の声がこうして問題視をプラスチックごみに対しては出ておりますので、その対策の担当課は何か協議され、引き継ぎとか、そしてまた現在、これに対しての対策等は協議しておられますか。

○議長（宮尾秀行君） 福井住民生活課長。

○住民生活課長（福井成昭君） プラスチックごみを含めまして、不法投棄等、通報がございます。それに対しましては、当然、現場確認をしながら、こちらで撤去できるもの、あるいはもう捨てた方が分かれば指導等も行っておりますし、当然そういう対策を常に協議はしているところであります。

不法投棄に関しましては、個人のモラルというふうなことでなっておりますけども、課としましては、啓発看板等の設置等をですね、行いながら、不法投棄、プラスチックごみを含めましてですけども、不法投棄をなくしていきたいというふうに考えています。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 思いばかりでは、なかなか対策になりませんので、実践という形で、どういう実践をしていいのか、前からいろんな資料が手元にあったものだから見てみますと、水俣の海は大分きれいになったという形で、今、水中カメラマン等が見せておりますけども、そういう調査ですね、調査もプラスチックごみなきにしもあらず、海底の調査、海岸の調査等も必要なときにやれば、現地をやっぴり見ないと、知恵が湧かないんじゃないかなと思いますので、やっぱりパトロールなり、調査なりするということは、非常に大事なことと思いますが、今後そういうチームを作ってやる必要があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 福井住民生活課長。

○住民生活課長（福井成昭君） 巡視につきましては、環境保護の巡視員という形で御依頼をさせていただきながら、町内をその都度ですね、巡っていただきながら、不法投棄等があれば、こちらに通報いただいているような状況であります。今まで考えておりましたのは、見えない部分といいますか、山間部等がですね、中心になっておりましたので、今後、御指摘のとおり、海岸部等につきましてもですね、巡視のほうの注意を重くしていくといいますか、やっていきたいなというふうに思います。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） せっかくこういう計画ができておりますので、これを町民の声を捉えた中で今後対策を練ってもらえるというのが一つの提案でありますので、これも私も手元にいつも置いてですね、見て、町民の声を大事にしながらやってい

きたいというふうに思いますので、議員の皆さんもこういう声があるというのを存じ上げてやっていただければというふうに思います。絵に描いた餅にならず、それが具現化して、実践していいものにする、これが行政の仕事でありますので、町民の声を大事に政策につなげていただければというふうに思っております。

そういうことで、要望も申し上げましたけども、やっぱり実践、実行が大事ですので、是非、町民の期待に添うような形を取られんことを要望し、私の質問といたします。終わります。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君の質問が終わりました。

ここで10分間休憩をいたしまして、12時過ぎると思いますが、林田議員の質問も続けて行いたいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時29分

再開 午前11時38分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、林田君。

○3番（林田燿宏君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず冒頭に、芦北町及び芦北町議会に対しまして、芦北町商工会を代表して、復興まつりの御礼を申し上げます。コロナ禍と豪雨災害で2年間開催できなかった夏まつりを、今年は復興まつりとして先月の24日の湯浦てぬぐいまつりから始まり、11月13日の田浦会場、そして20日の佐敷会場と、盛大に開催することができました。今回の復興まつりは、想像以上の相当な人出があり、3会場合わせて約7,000人の御来場をいただき、大盛会のうちに無事終了することができました。

また、当日は担当課の皆様をはじめ、職員の皆様にもお手伝いをいただき、重ねてではありますが、改めて感謝と御礼を申し上げます。参加された方々からは、久しぶりにみんなと会えてよかった、楽しかった、親子で楽しめた等と、たくさんの喜びの声が聞かれました。

そして、復興まつりのフィナーレを飾った芦北大橋のライトアップ、この芦北のライトアップには大変意義深いものがあります。といいますのは、佐敷川は漢字で前から「挿し木」と言われておりましたけども、その上流には薩摩街道、佐敷宿があり、経済活動が盛んなことでもあり、男性の象徴としての川として、また反対の湯の浦川の上流には温泉があり、以前は青のりや貝堀り等、盛んに行われていました。いわば、心身を癒し生命を育んでくれる女性の象徴としての川と聞いたことが

あります。その合流にあり、そしてその大橋の姿は人と人が手をつないでいるように見える芦北大橋でありました。これからは町民仲良く手をつないで復興していこうというメッセージでもありました。

そして、冬の澄み切った夜空を輝かせてくれた花火は、見ていた人の心にも感動を与え、そして、花火終了後、周りからは拍手が聞こえ、私も久しぶりの感動を覚えました。

そして、いよいよ本格的な復興がスタートしたなと思ったことでありました。これからも太いパイプと協力体制を築き、町と一体となって商工業の発展、地域の発展に寄与する所存でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。まず御礼ということで、少し長くなりましたが、本題に入らせていただきます。

今回は、湯浦地区の災害対策について質問させていただきます。令和2年7月の豪雨災害から1年と5か月、異例の速さで復旧・復興工事が進んでおります。これは県・国との太いパイプお陰だと感謝申し上げます。特に災害直後、町長をはじめ、担当課の方々には、何回も現地に足を運んでいただきました。そして、梅雨までの間にとスピード感をもって、湯の浦川、また橋本川の掘削、また湯北ポンプの電気設備修繕等していただき、本当に目に見えて工事が進んでまいりました。

そして、被災した住宅の解体工事もほぼ終わり、住民の方々も一旦落ち着きが見え始めたように感じます。これからは住宅建設等、個人の本格的な復興が進められるわけですが、ほとんどの方が災害が心配ということで、基礎の土台の嵩上げをされております。しかし、空地も目立ち、いまだにどうしようか迷っておられる方も多いのではないかと思います。

また、空地対策はですね、今後の課題でもありますが、湯浦地区は約1,300万の歴史ある温泉地であります。温泉のあるところに家を建てたいという話も聞きます。しかし、湯浦地区で家を建てようと思っても、一度浸水したところには、またいつ災害が来るか分からないので不安だという声も聞きます。

6月の議会で、佐敷川をはじめ、県管理の天月川、大尼田川、吉尾川等については、令和5年度の完了計画案が示されましたが、湯浦地区の住民が安心して暮らせるために、湯の浦川について質問いたします。①湯の浦川の今後の改修計画はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

次に、ため池について質問させていただきます。先月21日、農林水産課から、ため池ハザードマップ作成のための地元説明会ということで、私も公民館長として区長とともに説明を受けました。これからの防災の対策として、事前説明というのは本当にありがたく思っております。当日の説明には、担当職員と業者2名が来られ、趣旨説明や概要、決壊による判断解析結果の説明等、丁寧な説明でありました。

それによりますと、浸水想定区域地図に地域の避難所や危険箇所等を加えた、ため池ハザードマップを作成し、地域の住民に活用していただきたいとのことでした。説明では、ため池は現在、山川地区3箇所、橋本地区は3箇所、計6箇所との説明がありました。ここで、万が一ため池が決壊すると、ヘルシーパーク付近まで浸水するとのことで、その地域の浸水予想箇所の説明もありました。今回の作成に当たっては、ハザードマップを作成することで、迅速かつ安全に避難していただくとともに、防災や減災意識を醸成するため、決壊する恐れはないということでありました。

しかし、実際、平成23年3月の東北大震災では、藤沼湖が決壊し、下流の集落に大量の土砂が流出し、死者7名、行方不明1名の被害があります。また、平成29年7月の九州北部豪雨では約50箇所のため池が被害を受け、2箇所が決壊し、人家の浸水等の被害が出ております。そして、平成30年7月、広島豪雨では32箇所のため池が決壊し、下流に大きな被害を与えています。そして、西日本を中心に農地やため池等の農業水利施設に甚大な被害が発生したとありました。

昨年の災害豪雨のように、最近は各地で線状降水帯が発生し、大水害が起こっています。また、今年だけでも県内の地震は大小合わせて35回ほど起こっております。また、今朝も山梨県で震度5の地震が起こっております。そういったふうに、いつ起こってもおかしくない災害に備えてお聞きします。②芦北町全体でため池は何箇所あるのか。そして、先日の説明会でもですね、決壊する恐れはないということでありましたけども、③ため池の管理はどのように行っているのかお尋ねします。そして最後に、ため池ハザードマップとしての活用は、具体的にどのように考えているのか、以上4点、お尋ねします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 林田君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 林田議員の質問にお答えいたします。

令和2年7月豪雨により、町内を流れる河川において甚大な被害が発生した湯の浦川を含む県の管理河川につきましては、熊本県に対し、河川掘削や堤防強化等の安全性向上の要望を行っております。

現在、県管理河川のうち、堤防強化等の改良復旧工事が予定されている佐敷川や吉尾川については、現地の測量設計が完了し、地元説明会が現在開催されているところであります。今後、工事に着手する予定となっております。

湯の浦川や田浦川においては、河川掘削等の応急工事は既に完了しておりまして、現在、河川改良に向け、河川の断面や流量計算等の調査業務が進められている段階

です。地域住民が安全・安心に暮らせるよう、改良工事の早期着手に向け、引き続き熊本県等へ強く要望してまいります。

詳細及び残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 質問の①について、お答えします。湯の浦川については、令和2年7月豪雨での越水発生を受けて、河口付近から広瀬橋付近の区間を被災流量等の調査を行っております。その結果を踏まえ、河川断面が不足している箇所については、詳細設計を行い、護岸の嵩上げを実施する計画で、令和5年度の工事完了を目指しており、令和2年7月豪雨の流量を流せるよう対策を講じることを県に確認しております。町も県と連携し、早期完成に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） 質問の②、③及び④につきまして、併せてお答えいたします。芦北町内の農業用ため池は全部で36箇所あります。そのうち、新幹線及び南九州西回り自動車道の湧水補償として設置された24箇所については、町と地元との管理契約により管理し、その他のため池については受益者により自主的に管理されております。

また、36箇所のうち、もし決壊した場合に、住家や公共施設に被害が及ぶと想定される18箇所については、防災重点ため池として令和元年度及び本年度にハザードマップを作成し、周辺住民への説明会を実施しております。具体的な活用につきましては、ハザードマップの住民への配布やホームページの掲載等によりまして、防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織等、各地域で実施される防災訓練時の資料としても活用いただければと考えております。

そして何より、各自において、避難経路の認識を確認を行っていただき、有事の際の迅速かつ的確な避難に役立てていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 林田君。

○3番（林田燿宏君） ありがとうございます。

2回目の質問でございます。

湯の浦川については、今、復旧でもとの川底になったということございまして、現在はその河川の断面や流量計算等を進められて、その後には護岸の嵩上げをするということですね、そして令和5年度の工事完了ということで、県からの確認があったということございまして、地域の方もだいたいどのように、どの期間でというのがですね、聞きたいということもありましたので、随分安心されているので

はないかと思えます。

そこで、その護岸の嵩上げの計画でございますけれども、どの程度の高さになるかというのは分からないわけですかね、まだ、護岸の高さ。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 嵩上げの高さということでございますけれども、今後、詳細に設計を行いますので、現段階では嵩上げの区間や高さについてはまだ未定ということでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 林田君。

○3番（林田耀宏君） 今回、掘削していただいたのは、災害時の川底程度ですので、同様な大雨が来ると、氾濫の恐れがあるのではないかと、不安の声があったわけでございます。といいますのは、令和2年度のあの豪雨で越水し、現在、あのパラペットが今ありますけども、あれがなかったら、本当どうなっただろうかというぐらい、もう恐怖を覚えまして、現在、あのパラペットでも本当にあってよかったなというぐらいの感じでございます。

しかしながら、参考までにお聞きいただきたいのですが、湯の浦川はもともと上流で約50cmから70cm、下流で約1mぐらい深かったように思います、先ほど川尻議員からも出ましたように。そして、下流の平生付近では青のりや貝堀りが盛んに行われておりました。そして、あの湯の香橋が1991年3月に完成をいたしまして、その設計の主眼がですね、新しい物語を生み出すような橋をつくるということでありました。水面まで下りていくことができ、水を身近に感じて、テラスを設けて、手すりをフロストガラスにして、障子ガラスにして、人影のシルエットが見えるように、その橋のデザインにも照明効果をして、橋の下にも水面が光が回るように計画し、夕暮れの散歩を眺める等、4つのポイントに留意しながら設計が進められたと聞いております。その計画のように、当時テラスがあり、その下に水面がありました。

現在、30年続いています湯の香まつりも、当時はよそのところであったんですけども、この湯の香橋ができたのをきっかけにですね、名前を湯の香まつりと変えて、この湯の浦川を中心に湯の香橋をメインのシンボルとしていこうじゃないか、まちづくりしようじゃないかということですね、変更して移したわけです。そして、そこでメインのいかだレースとか、そういったのを魚つかみ取り大会とかやってきたわけでございますけども、しかし現在そのテラスもですね、水面に親しむことができないぐらい、テラスのほうの下流のほうがもう常に土砂で、これは設計のほうもちょっとどうかと思いますけども、必ずテラスの後ろに土砂が堆積してい

る状態でございます。河川は県の事業でですね、予算や業者の都合もありでございますけれども、その再度、もう少しその掘削についてどうでしょうかと思ひまして、お伺いします。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 今後の湯の浦川の掘削につきましては、土砂の堆積状況や緊急性等を考慮しながら、計画的・継続的に堆積土砂の掘削に取り組んでいくということを県に確認しております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 林田君。

○3番（林田耀宏君） 堆積状況や緊急性等を考慮しながら、計画的・断続的に取り組んでいくとの答弁をいただきましたので、そのときにはまたですね、お願いしていきたいと思っております。

そしてまた、本当にこの全ての河川につきましてはですね、これはもう自然の流れでやっぱり山が崩れたり、川が崩壊したりですね、そして浅くなってきた。これはもう自然の成り立ちで、自然の形態の変化でもあります。これを保っていくのは本当大変なことだと思いますが、この湯の浦川の湯の香橋がですね、湯浦温泉の活性化として災害を乗り越えたこのシンボルとしてですね、皆様に親しまれる河川になればなと思ひて質問いたしました。これからも県と連携してですね、取り組んでいただければと思っております。

それでは、ため池について、次は2回目の質問をさせていただきます。②については農業ため池は全部で36箇所、③の管理については新幹線及び南九州西回り道路の渇水補償として設置されたと。24箇所あります。そのほかは管理契約により管理しておるということでございまして、少し安心はしているわけでございますけれども、④のハザードマップの具体的な活用については、もし決壊したら被害が及ぶとされる18箇所が、今、防災重点のため池のハザードマップを作成して今年度に配布するという説明でありまして、住民への配布やホームページ等の掲載で防災意識を高めるとか、避難行動の確保とか、そういうことは役立てていただきたいなどは思っておりますけれども、そこで万が一危険な箇所が発見された、どういう報告とか対策がなされているのかなというのをちょっと質問いたします。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） お答えいたします。

危険箇所が発見された場合の報告と対策ということでございますけれども、町が管理しているため池につきましては、管理人さんのほうから毎月、管理報告が上がっております、これまで危険箇所としての報告は上がっておりません。

また、必要な補修がもし発生すれば、即時対応するということとしております。
以上です。

○議長（宮尾秀行君） 林田君。

○3番（林田燿宏君） 管理人から毎月、その管理人の報告があるということですね、安心はしております。そういったふうに徹底した管理がなされているのかなということで、安心はいたしました。

今回、事前の対策として、山川地区3地区、橋本地区3箇所の説明を受けましたけども、このハザードマップをですね、どのように活用していくかということは、先ほど要望でありましたけども、大雨の際にはですね、その地区の方に予防的避難がやっぱり必要なと思っております。現在、この地区の方はほとんど避難は行われておりません。きずなの里ですね、1軒の方だけが今避難されていますけど、ほとんどの方がですね、この地区の方は避難はされていません。川のそばでないということですね、安心されているのかも知れませんが、そういうことのため池の情報共有をして、避難のあり方もですね、今後は考えていかなければならないなと思っております。

そこでまた、地区の住民の方に十分周知して、協力していただく必要があると思っておりますが、そこはどうでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） お答えします。

ため池の構造上、水位が上昇した場合にですね、貯水があふれないようにするための洪水吐きが設けられております。令和2年7月豪雨においても特段の問題はございませんでした。ただ、ため池のある地域におきましては、上流に大量の水を抱えておりますので、まずはそのことをですね、地域の方に確認していただくことが第一であると。地域の方に認識していただくことが第一であるというふうに考えておりますので、ハザードマップの配布とあわせまして、関係課と連絡を図り、地元消防団や自主防災組織等にも周知・協力をいただきながら、的確な避難行動につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（宮尾秀行君） 林田君。

○3番（林田燿宏君） そうですね、確かにこれからはですね、自主防災組織の活用、これは全地区でも課題でありますけども、活動訓練等必要かと思っております。

現在、ため池が全国に約17万箇所あると言われておりまして、そして古いものが多いので、地盤や堤防等、老朽化が懸念されております。先ほど、これまで町では毎月報告があつて、これまで危険箇所の報告はないと、令和2年の豪雨でも被害はなかったということでもあります。先ほど言いましたけども、豪雨だけではなくです

ね、東北大震災時は藤沼湖が、先ほど言いましたが、決壊し、下流の集落に死者を出すということもあっております。そして、先ほども言いましたけども、令和3年度でもですね、熊本地方だけでも35回の地震が起こっております。そういった地震についてもですね、気を付けなければならないなと思っております。

そして、平成30年の7月豪雨でその32箇所のため池が決壊した。それがあって農林水産省ではため池対策検討チームを設置して、今後のため池対策浸水想定区域図ですかね、それとハザードマップの整備、これは現在町が進めているというところでございますが、ほかにデータベースの充実、防災支援システムの活用、そして水位計、監視カメラ等の管理施設の整備とあります。河川の場合は、最近監視カメラがですね、湯の香橋のところにも付いておりますけども、また増水の状態等、目にも見えますけども、ため池は通常、普通は誰も行かないところにありますし、見えないところにありますので、いざ決壊して土砂が流出してからでは遅いというふうに思っております。

そこで、現在、ため池の推移等、遠隔で監視ができたり、警報通知、メール等、監視システムもあるようでございますけども、その対策として、今後、水位計、監視カメラ等の管理施設の整備等、監視体制はできないものかと思いますが、いかがでしょうか、質問します。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） お答えします。

水位計、監視カメラにつきましては、現在、設置しておりませんが、今後、老朽化が進む中でですね、各ため池の調査を行いながら、設置の必要性とか運用方法等についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮尾秀行君） 林田君。

○3番（林田耀宏君） そうですね。農水省でもそういう進め方というのが、もう管理施設の整備というのがもう現在出されておりますので、転ばぬ先の杖ということわざもあります。国土強靱化は今後大きな課題であります。是非検討のほど、よろしく願いいたします。

先ほど出ましたけども、今回の衆議院選では地元、金子先生がですね、総務大臣になられましたので、ますます県南の復旧に向けて、地域活性化が進むのではないかと期待しているところでございます。

それから、今年ももう残り少なくなりました。今日は、令和3年度最後の議会でありまして、少し早いですが、芦北町町民の全ての皆様が良い年を迎えられますように祈念し、今回の質問はこれにて終わります。

○議長（宮尾秀行君） 林田君の質問が終わりました。

午後からは1時15分から再開をいたします。

-----○-----

休憩 午後0時04分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、楠原君。

○1番（楠原清照君） 楠原でございます。

議長の許可のもと、質問をさせていただきます。

さて、10月19日公示、10月30日投票開票されました、先の衆議院議員総選挙においては、定数465、これは小選挙区で289、比例代表で176なわけでございますけれども、この465に対し、立候補者1,051、当選は自民261、公明32で、与党議席が293と、全議席の63%を占め、過半数233を大きく上回る結果となりました。選挙前勢力の305からは12減となりましたが、与党安定多数は維持されました。これは我が日本の民主主義に基づく公正な選挙による今回の選挙の民意の現われだったわけでございます。

私は、個人的には小選挙区制度、比例代表制度はいまだにあまり好きになれない制度なわけでございますけれども、その中でも特に比例代表制度は小選挙区で落選しても、比例で復活等という、訳の分からない制度となっております、改善してもらいたいものだと思っております。選挙というものは、昔でいえば戦なわけです。戦で死んだ大將は首を取られて終わりです。これが生き返る等、あってはなりません。まさにゾンビであり、日本人の美意識に反します。現在の日本の政治の世界に、生ぬるさを感じるのはこのことと無縁ではないと考えます。

いずれにしても、こういう結果になり、岸田新政権が発足いたしました、ここに至るまで、私は菅前首相は本当に大変だったと思います。もうかわいそうなくらいマスコミや国会でも徹底的にたたかれ続けました。正直に申しますと、かく言う私も一時期、首相の言動にいらいらしたこともありました。しかし、冷静に振り返れば、新型コロナウイルス対策、東京オリンピック開催問題等、難しい課題があり過ぎる中で、よくやられたと思います。また、瓢箪から駒で、総理になられましたが、当初からピンチヒッターを自覚しておられたのかも知れません。いろいろ言われましたが、私は御苦勞様でした、ゆっくり休んでくださいと申し上げたいと思います。

その衆議院議員総選挙において、我が小選挙区熊本4区では、金子恭之さんが御当選されました。そして現在、総務大臣の要職に就かれております。これは実に大

変な出来事が現実には起こっているといってもいいと思います。地元出身の代議士が総務大臣になっているわけです。序列的には、総理大臣、官房長官、総務大臣、法務大臣、外務大臣と続きます。このように、総務大臣というのは一応序列第3位となっているようでございます。序列と申しますと、某国のことを連想して、あまりいい響きではありませんけれども、それほど国家権力の中枢の、そのまた中枢の要職に金子恭之代議士は就かれていますということなのであります。総務大臣ということは、自民党とか何とかのレベルはもう超越して、完全に公人となっているわけですから、ここはやはり立場が違えども、ここまで上り詰めた金子さんをみんなで応援しなくてはいかんだろうと思うわけです。そして、復旧・復興に対し、これまで以上に尽力してもらわなければなりません。我が竹崎町長は、この金子総務大臣と超極太のパイプをもっておられますので、よろしく願いをしておきたいと思えます。そして、いずれの日にか、我が芦北水俣地域からも国政へと代議士を排出させることを目指さなければならないと考えます。少なくともそのような政治的な願望をもつことが大事だろうと思うわけです。それはそういう土壤にこそ、有能な人材が現れてくるのではないかと思うからでありまして、またそれは単に地元に対する利益誘導を図ることが目的等という下世話なことではなく、純粋に国家を背負う人材をこの地域から排出できたらどれほど素晴らしいことか、誇らしいことかと夢想するからであります。

政治家というものは、一地方議員であっても、世界情勢や国政といった少し幅広い視野を、アンテナを張って、いつも持ち続けることが肝要ではなかろうかと思えます。また、それらを踏まえて、天下国家を論ずることのできる議員、議会であらねばならないのではないかと考えます。そのようなことで、いつの日か堂々とするこの議場で町長と天下国家を論じてみたいものだと思っておりますので、どうぞよろしく御対応をお願いいたします。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 寺本君。

○6番（寺本順一君） 今、楠原議員のほうからいろいろと国政選挙に関する問題を発言がっておりますけれども、地方自治体の議会の中でこういうことを論ずることは、なじまないんじゃないかならうかと思えますので、一つ議長の判断によって処理をお願いします。

○議長（宮尾秀行君） あとで訂正をさせます。

楠原君、続けて。

○1番（楠原清照君） それでは、具体的にまず質問の第1の令和2年7月豪雨災害で発生した土砂災害の復旧の現状等について質問いたします。

自然災害とは、日本の法令上は防風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害と、このように9種類に分け定義されているようでございます。令和2年7月豪雨災害においては、このうちの豪雨と洪水が当てはまるようでございますが、主たるものは豪雨であることから、災害の命名にも豪雨が使用されたものだと推測いたします。この豪雨により、大きく分けると河川災害と土砂災害が発生しました。このうち、河川災害におきましては、応急工事が急ぎ実施され、今後は例えば県管理河川の佐敷川、宮浦川、田川川におきましては、ちょうど現在において河川改良復旧工事の地区説明会が開催されており、次なるステップへと着実に進行しているようでございます。また、私もこれまで河川災害関係の一般質問を行うことで、その進捗状況等をつまびらかにしてきたところでございます。

一方、土砂災害におきましても、本町は大規模な被害を受けました。また、尊い人命も失われております。土砂災害は河川災害と比較しましても、その性質上、なかなか予測困難だろうと思います。というより、山間急傾斜地が多く、山肌に多数の家がへばりついている我が町等は、まさにどこでも危険であり、被災したところは運が悪かった、被災しなかったところは運が良かったという言われ方をされる場合もありますけれども、長年にわたって行政もこつこつと防災対策を実施してこられております。大きく分類しますと、この土砂災害に対応した事業には国土交通省所管、本町では建設課所管の砂防事業と、急傾斜地崩壊対策事業、それに農林水産省所管、本町では農林水産課所管の治山事業があらうかと思えます。

本町土砂災害関係復旧事業には、これらの事業を活用し、鋭意復旧にこれ努めておることと思えますが、そこで質問です。令和2年7月豪雨災害により発生した災害のうち、土砂災害の被害発生状況、及び現在における復旧の取組状況、並びに今後の見通し等はどうなっているのかお尋ねします。これが通告書1の①でございます。ちなみに砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業に分け、できるだけ整理して御答弁をお願いいたします。

次に、質問の第2は、芦北町コミュニティセンターの運営状況及び自治公民館の機能や活動支援強化等についてでございます。芦北町コミュニティセンターということで通告しておりましたが、条例をよく読んでみますと、正式には芦北町総合コミュニティセンターでございました。失礼いたしました。

さて、本センターは、昨年の12月6日に開館しておりますので、約1年が経過しております。新型コロナウイルス対策等、相当な逆風の中での運営で大変だったと思いますが、1周年という切りのいいところでございますので、そのタイミングに合わせて質問させていただこうと考えたわけでございます。なお、本センターは

建設途中においても、7月豪雨に見舞われており、その復旧作業や開館時期との調整等、実に御苦労が多かったことと推察いたします。

そこで、センター条例を読んでみますと、本センターは芦北町立中央公民館、芦北町立図書館、芦北町子どもの広場の3つの複合施設となっているようでございます。また、その目的は町民の教育と文化の向上を図ること、子どもたちの健全育成、そして町民の研修、集会等に供することとされています。また、案内資料によれば、中央公民館の施設としましては、大研修室等々が整備され、図書館は674㎡、つまり約200坪、子どもの広場が516㎡の156坪となっているようでございます。

このセンター付近は、私の散歩コースとなっております、よく通るわけでございますけれども、施設のたたずまいもあか抜けており、子どもたちの姿も多く見かけます。施設の中にも何回かお邪魔しましたけれども、新築ということもありますけど、実に清潔で今風のしゃれた明るい雰囲気を漂わせております。しかし、その裏では一生懸命に運営されているのではと思うわけです。

一方で、自治公民館は非常に厳しい状況にあります。豪雨災害で被災した地域の公民館活動、新型コロナウイルスによる公民館活動の停滞、限界集落を抱える公民館活動のあり方等、課題は山積みしております。

私が今回、なぜ自主公民館を取れ上げたのかと申しますと、地域コミュニティの推進には公民館活動というものが非常に重要な役割を果たしているからであります。地域づくりや自主防災組織の活動も、何をやるにしても実質的には公民館長を中心とした自治公民館の活動がその主体を担っております。従いまして、今後におきましても物心両面の支援の強化が望まれているのではないかと認識しているわけでありまして。

そこで、質問いたします。開館1周年を迎えたコミュニティセンターの運営状況はどうなっているのか。旧社会教育センターの運営状況との比較も交え、御答弁をお願いいたします。これが通告書の2の①でございます。

また、地域コミュニティの再生に資するため、自治公民館に対し各種支援を強化する考えはないかお尋ねします。これが通告書の2の②でございます。

第3の質問は、国民健康保険税資産割課税の見直しの検討状況についてであります。本質問は、本年6月議会の一般質問において、国民健康保険税の税率についてと題して質問をさせていただきましたが、その関連質問でございます。前回の質問や資料等により少しおさらいしてみますと、本町の国保は事業規模が約30億円、世帯主が納税義務者であること、被保険者は4,345人で、世帯数は2,777世帯、課税方式は所得割、資産割、均等割、平等割の4方式であること、課税総額は

約3億円であること、つまり歳入の約1割が保険税であること、この課税総額3億円のうち、資産割課税の内容は課税されている世帯が57%で、課税されていない世帯が43%となっていること、資産割の課税は固定資産税額に57%を乗じて計算されていること、令和2年度では約5,000万円が課税されたというものです。

そして、私は資産割課税の見直し、平たく言いますと、その廃止を提言したわけでございます。その理由の第1は、固定資産税額に57%を乗じて課税されておるのは二重課税ではないかというものです。また、理由の第2は、町内の存在する固定資産をもとに課税されており、町外所有の固定資産は関係ないため、公平を損なっているのではないかというものです。理由の第3は、所得のない人や年金生活者であっても課税されるため、負担感が高いということです。理由の第4は、被用者保険等の類似制度では資産割課税はないため、制度的バランスを欠くのではというものです。そして、これを一言でまとめて申しますと、資産割課税は時代遅れではないかというのが私の主張でありました。そして、本件についての質問に対し、見直しに向けて検討するとの御答弁があったわけでございます。

そこで、質問です。6月の定例会の一般質問で、国民健康保険税資産割課税の見直しの提言を検討するとの答弁でしたが、その後、どう取り組まれたのかお尋ねします。これは通告書の3の①でございます。

以上、壇上での質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（宮尾秀行君） 答弁の前に、楠原君。先ほどの議事進行の発言もありましたし、私も後で取り消しをさせますというような発言をいたしました。国政のこと、それから金子代議士に関する部分、そういうことはその部分は議長の判断で取り消しをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○1番（楠原清照君） 議長の判断に任せます。

○議長（宮尾秀行君） ただいま楠原君から、先ほどの発言について、取り消しをしたいという申し出がございました。その部分は私が判断をいたします。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 今の金子代議士の問題と国政の問題は、分けて考えたほうがいいと思います。地方自治体は国政とは深い関わりがあって、どんな1番に、楠原議員の砂防事業、急傾斜事業、治山事業、全て国の補助金に関わってきます。だから、国の政治と地方政治は切り離しては考えられない。だから、金子代議士の場合も、表現はいろいろありますが、やっぱり総務大臣になって、この砂防、こういう防災関係の予算をやっぱり大いに陳情に行くという関係性から、僕は何ら一般質問の

行財政一般の広い範囲内に入っていると思います。それについての質問じゃないんですよね。この1番の質問につなげる形での流れだったと思いますので、そこらへんも酌んで検討していただきたい。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。ちょっと待ってください。坂本君も一般質問の中でそういう国政の話をいたしました。金子総務大臣に一生懸命陳情をしたりするのはいいというような発言で、それはいいと思いますけれども、加勢をしなければいけないというようなことは、やはり選挙というようなことにも関わってくると思いますので、その部分は削除をしていきたいと思います。

坂本君。

○4番（坂本 登君） その部分は削除で、国政の部分とも先ほどおっしゃいましたので、国政の部分というのは必ずつながっているの、一般質問において国政を語らずして、じゃあ今日の僕の質問で、教育課長も国に要望する、こういう答弁は当然あるわけですよ。そこはやっぱりちょっと違うんじゃないかなと思いますけど。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。そこはもう十分理解できます。そういう発言はいいと思いますので。

寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 一応ですね、分析をしたら分かると思いますけれども、選挙の問題とか、あるいはその選挙に関する分析を議会の中でやはり話をするということは、一般質問の中で公式の場ですということは、私はちょっと問題があるのではなかろうかと。後で議長、議長として分析をしていただいでですね、どうするか判断をしていただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 適切に判断をしていきたいと思います。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、楠原君からの発言の取り消しを許可することに決定しました。

それでは、答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 楠原議員の御質問にお答えいたします。

質問の主題1の土砂災害の復旧の現状等につきましては、令和2年7月豪雨において町内各所で大小様々な土砂災害によりまして、甚大な被害が発生しているところでありまして、現在、1日も早い復旧・復興に向けて、国・県と連携しながら取り組んでいるところであります。

御質問にあります各事業関係であります。砂防事業関係で8箇所、急傾斜地崩壊対策事業関係で3箇所、治山事業関係で57箇所において工事が予定されており

まして、着実に進捗が図られております。引き続き、国・県に対し、早期着工・完了に向け、金子総務大臣も含めて陳情していきたいと思っております。

残余の質問については、担当課長から質答させます。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 質問の主題2の①について、お答えします。総合コミュニティセンターの運営状況につきましては、昨年12月6日の開館以来、図書館、子どもの広場等、町内外を問わず非常に多くの方に御利用をいただいている状況でございます。

なお、具体的な運営状況及び②の質問につきましては、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 質問の主題1のア、イについて、お答えします。砂防、急傾斜地ともに、事業主体である県に確認したところ、砂防事業については、令和2年7月豪雨により、小崎川、上平生川、乙千屋川、園口川、赤江川、菅無田川の6箇所ですり出しが発生、簸瀬川、上簸瀬川の2箇所ですり出しの荒廃が確認されたため、災害関連緊急砂防事業及び砂防激甚災害対策特別緊急事業の採択を受け、砂防堰堤等の制度に取り組んでおり、全箇所ですり出し説明会は終えております。現在、設計及び用地交渉中であり、済み次第、随時発注を行い、令和5年度から6年度に工事が完了する予定であることを確認しております。

次に、急傾斜事業でございますが、女島地区の塩尾、伏木地区の上村及び滝の上の3箇所ですり出し崩壊が発生し、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の採択を受け、全箇所ですり出し説明会を終えております。現在、塩尾、上村は既に施工中で、滝の上は年内に発注予定であります。工事完了は、上村で年度内完了を、塩尾、滝の上は令和4年度中を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） 質問の主題1のウの治山事業関係について、お答えいたします。治山事業関係の被害発生状況でございますが、国直轄事業33件、県営事業22件、市町村運営事業2件となっております。そのうち国直轄事業23件、県営事業1件、市町村得営事業2件が発注済でございます。国直轄事業につきましては令和4年3月、県営事業については令和4年7月を目途に完了の予定です。なお、市町村営事業の2件につきましては、令和3年9月に完了しております。

今後の見通しにつきましては、国直轄事業10件、県営事業6件を年度末までに発注する予定でございます。令和4年度を目途に完了の予定でございます。県営

事業残り15件につきましては、令和4年度から令和7年度にかけて発注する計画であるとの報告を受けております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 志水コミュニティセンター課長。

○コミュニティセンター課長（志水哲治君） 質問の主題2の①について、お答えいたします。昨年12月6日の開館から、11月30日までの利用者数が、図書館3万1,326人、子どもの広場2万3,406人、公民館7,686人で、合計6万2,418人と、町内外を問わず多くの方に御利用をいただいております。

旧社会教育センターの年間利用者が、図書館約5,000人、センター約2万6,000人の、合計約3万1,000人でしたので、約2倍の方々に御利用をいただいている状況でございます。

この1年間の運営状況につきましては、全館、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、検温、手の消毒、換気、密の回避等を徹底し、入館者カードへの記入をお願いしながら運営をしております。

図書館におきましては、最新の図書館システムや読書通帳等を導入し、読書活動の推進を図っております。特に、約5万6,000冊の蔵書のうち、児童書や絵本を約40%としており、子どもたちの読書活動の推進も図っております。

子どもの広場におきましては、多くの木のおもちゃや、体を使って遊ぶ遊具等人気を博しており、これらのものを定期的に入れ替える等、子どもたちに飽きさせない工夫をしております。また、図書館と連携して、絵本の読み聞かせ等も定期的を実施しております。

公民館におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年9月まで町民講座の実施を控える等、利用について制限をかけて運用いたしました。

なお、コミュニティセンターの運営体制については、職員が8人、会計年度任用職員が9人の、計17人で運営をしております。図書館には、司書資格者を1人、子どもの広場には保育士資格者を3人配置しております。

続きまして、②の質問についてお答えいたします。自治公民館の支援につきましては、町内106の公民館で組織されております芦北町自治公民館連絡協議会に、その活動費を支援をしております。また、公民館の建設、修繕、改修に対して、芦北町地区公民館建設補助金により、その費用の一部を助成しております。なお、昨年7月の豪雨災害において被災した公民館に対しては、令和2年7月豪雨災害地区公民館復旧補助金を設け、被災した公民館の復旧費用を全面的に支援しております。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大対策として、公民館等の地域活動の活性化を図るべく、公民館等新しいコミュニティモデル環境整備交付金を設け、84行政

区に一律5万円を助成したところでございます。

今後の自治公民館に対する支援強化につきましては、町内の自治公民館を見ますと、各公民館でその規模、活動状況もまちまちであり、抱える問題もそれぞれで違うようであります。そのようなことから、まずは現状を知るべく、106館あります町内の公民館をブロックごとに分け、そこに出向き、現状や要望等をお聞きする等、問題点や改善点を洗い出し、さらなる公民館活動の充実に向けた検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 福井住民生活課長。

○住民生活課長（福井成昭君） 質問の主題3について、お答えいたします。6月25日に開催しました芦北町国民健康保険運営協議会において、6月定例会で国民健康保険税の課税方式について一般質問があり、今後見直しに向けて検討していくことを報告しております。平成30年度の法改正によりまして、県が国保財政運営の責任主体となっており、今後、県内市町村の保険税の統一に向けて検討を始めますので、本町もそれに合わせて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） 御答弁、ありがとうございました。追加質問をしたいと思います。

通告書質問1の答弁に対し、追加質問いたします。概要はだいたい分かりましたけれども、そのうちですね、土砂災害が大きかったと思われる国道3号、白岩川の佐敷トンネル入り口付近ですね。あそこ八幡園口、そして人命が失われました女島釜、あと田川の牛淵の計4箇所の復旧工事について、具体的にどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えいたします。

御質問の箇所のうち、砂防事業で整備します八幡の園口川につきましては、中流部に1基、上流部に1基、計2基の堰堤を整備します。溪流の整備も併せて行い、管理用道路400mも整備する計画でございます。令和3年度内に工事発注予定で、令和6年度中の完了を見込まれております。

次に、急傾斜事業で整備します女島釜の仕様につきましては、法面が崩壊したため、法面を補強する法枠等の斜面对策工及び擁壁工で整備する計画でございます。既に施工中であり、令和5年3月の完了を見込まれております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） 御質問の箇所のうち、治山工事で実施します白岩トンネル口と田川牛渕について、お答えいたします。まず、白岩につきましては、トンネル付近3箇所被災のうち、一番トンネルに近い箇所につきましては、現在、国交省で道路建設箇所の工事を行っておりまして、上部の治山に係る工事につきましては、土留工8基ほかを県において12月に発注し、令和5年3月の完了を計画されております。あとの2箇所につきましては、谷留工、各1基を国の直轄事業として既に発注済でございまして、令和4年3月の完了を見込まれております。

次に、田川につきましては、土留工4基ほか、こちらも既に国の直轄事業で発注済でございまして、同じく令和4年3月までの完了を見込まれております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） ありがとうございます。

今、具体的に御説明がありましたけれども、この土砂災害に関係する各種事業は、予防と被災後の迅速な対応の2つが望まれているわけでございます。砂防や急傾斜事業は、家屋を災害から守る、治山は山を守るために行われます事業ですけれども、それは砂防ダム、急傾斜擁壁及びフェンス、治山ダムとして人々の命と生活を守ることとなります。やらねばならない箇所は山ほどあるかも知れませんが、まずは令和2年7月豪雨災害の被災箇所の早期本格復旧を急ぐ一方、土砂災害関連対策事業の計画的な整備推進により、国土強靱化ならぬ、町土強靱化を図ることで、安全を担保していただきたいをお願いをしておきたいと思っております。

次に、通告書2の①のコミュニティセンターについて、追加質問をいたします。蔵書が5万6,000冊との答弁がありましたけれども、図書館の蔵書のキャパシティはどのくらいですか、お尋ねします。

○議長（宮尾秀行君） 志水コミュニティセンター課長。

○コミュニティセンター課長（志水哲治君） お答えいたします。

図書館には約6万冊の蔵書が可能となっております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） 分かりました。

次に、今後のセンター運営についてはどのように考えていますか、お尋ねします。

○議長（宮尾秀行君） 志水コミュニティセンター課長。

○コミュニティセンター課長（志水哲治君） お答えいたします。

図書館におきましては、貸し出しの多い新刊本を中心に蔵書を充実させ、利用者

のニーズに応じてまいります。

また、小中学校との連携を深めるとともに、学級文庫に図書を貸し出し、児童生徒への読書の習慣づけを行います。

子どもの広場におきましては、これまで以上に幅広い方々に利用される施設を目指し、木育に関するイベントやワークショップを開催してまいります。

公民館におきましては、引き続き町民講座や生き生き大学、子ども講座等、世代ごとの事業を展開し、参加者の自己研鑽や生きがいを図ってまいります。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） さらに、お尋ねします。答弁で、令和2年7月豪雨で被災した公民館に対し、復旧費用を全面的に支援したとありましたが、その概要の説明をお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 志水コミュニティセンター課長。

○コミュニティセンター課長（志水哲治君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨災害により被災した公民館につきましては、18の公民館から申請があり、その復旧について全面的に支援しており、14の公民館が既に復旧を完了しております。また、被害の大きかった1公民館が建て替えを余儀なくされており、現在、建設中でございます。そのほか2公民館が再建の見込みがないということで、公費解体のみを行い、1公民館が現在、再建について検討中でございます。以上です。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） 御答弁、ありがとうございました。

15億円の巨費を投じた芦北町総合コミュニティセンターでございます。今後におかれましても十分な活用を図っていただきたいとお願いをしておきます。

そして、その指標となるのは、やはり利用者の数だと思うわけです。収入も大切でしょうけれども、第一は利用者を増やす努力が必要なのだと思います。そのためには、利用者の視点に立った運営、例えば夏休み等は子どもたちの早期学習に活用してもらうために、開館時間を早め、学力向上を支援する等、ニーズを把握し、先取りした運営を心掛けていただければ、より町民に愛される施設になるのではと期待しております。

また、自治公民館におきましても、戦後の個人主義の行き過ぎの弊害等により、地域のきずなが弱まっている部分がありますけれども、やはり日本という国は災害列島であり、その中で暮らす私たちは、遠くの親類より近くの他人ということわざもありますように、地域が助け合わなければ生きていけないということが先年の災

害体験も含めて、今まさに改めて実感されておるのではないかと思うわけです。

そのような中であって、公民館活動こそ、子どもたちに対しては思い出づくり、大人たちにとっては円滑な御近所交流や各種行事、防災・防犯活動等になくはならないものであろうかと思えます。つまるところ、共同体の維持に公民館をその中心的役割を担っているのでありまして、今後にあっても必要不可欠な存在であることは論を俟たないことでもありますので、その重要性というものを再認識していただきまして、その自主性は最大限尊重しつつも、側面から手厚い御支援を賜りますようよろしくお願いをしておきます。

質問3の国民健康保険税資産割課税問題につきましては、追加質問はいたしませんけれども、一言申し上げておきたいと思えます。我が町の国保は、水俣病関連の特別調整交付金等の収入もありまして、他の国保保険者と比較しましても、その保険料は安い水準にあり、健全性を維持しておることは十分承知しております。だから、そのままでもいいではないかという御意見もあるかと思えます。しかし、やはり事務事業というものは常に問題意識をもち、見直すべきは見直していくという姿勢が大事だと思うわけです。また、課税総額、つまり保険料の3億円のうち、資産割分は5,000万円ですから、約17%を占めております。これを完全に廃止し、2億5,000万円で健全に運用できれば一番いいのでしょうけれども、課税総額はやはり変えられないでしょうから、その5,000万円を所得割、均等割、平等割に振り替えなければならないわけです。そうすると、見直しによって負担が減る世帯と増える世帯がある。特に負担が増える世帯に対する配慮、つまり現在、資産割課税のない約40%の世帯でございます。ここに対する配慮、ここが一番悩ましいところだと思うわけです。しかし、既に廃止した自治体もそれらの課題を乗り越えてきているわけですので、なかなか難しい調整が必要とは思いますが、シミュレーション等をいろいろ行っていただき、円滑にいきますよう、再度、御検討方をよろしくお願いしておきたいと思えます。

以上で質問を終わりますけれども、この1年、私の一般質問にお付き合いいただきまして、本当にありがとうございました。その間、3月、6月、9月、そして今回の12月定例議会において、都合4回の質問をさせていただいたわけでございます。その1回目、3月の一般質問の冒頭においては、毎議会、必ず一般質問を行うことを一種の公約として掲げさせていただきましたが、今、何とか、その約束を果たすことができ、ほっとしているところでございます。

また、日本一の議会を目指すと大ほらを吹きましたが、これは来年3月に予定されておる通常選挙の洗礼を受けた後、もし私の席がありましたら、議会の御理解を賜りながら行動を起こさねばならないだろうと思っております。

また、6月議会では一般質問と町長の所信を質すことであるとし、町長の議会での積極発言を促しました。9月議会では町民目線に立った一般質問を愚直に行う旨をお伝えしました。そして、今回、12月議会では一地方政治家であっても天下国家を論せずしてどうするということでも申し上げました。

このように、私は民主主義で保障された自由な言論空間であるこの議場の場で、伝えるべきテーマや政治信条を一般質問と関連付けながら、その冒頭に入れさせていただいております。それは一重に、この議場には1万6,000の全町民がおられるという意識を常に持っているからでございます。町長や執行部、議員各位にとどまらず、全町民に向かって話す、そして全町民に聞いていただきたい、これが私の議会における基本的なポリシーであることを、改めて表明させていただきます。

今後もルール内において、議員としての品位を保ちつつ、楠原流スタイルというものを確立しながら、一般質問を行わせていただきますので、町長、よろしく願いいたします。

また、宮尾議長におかれましても、ややもすると時間切れしたり、暴走しがちな私でございますので、そのかじ取りを今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

これで、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

-----○-----

第3 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第4 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第5 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第6 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮尾秀行君） 日程第3から日程第7までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

平松君。

○11番（平松洋一君） 私の手元に今、建設経済の委員長の継続調査の申出、令和3年9月16日とありますが、本来であれば、12月3日というふうに考えますけど。

○議長（宮尾秀行君） 訂正をさせていただきます。「令和3年9月16日」となっておりましたが、間違っておりました。「令和3年12月3日」の誤りでした。

○11番（平松洋一君） はい。了解です。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） ここで、追加議事日程配付のため、しばらくお待ちください。

[議案書 配付]

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。本日審議しました日程第1、陳情第9号を文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査としたことに伴い、閉会中の継続審査申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。従って、議席に配付のとおり、継続審査申出書を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申出

○議長（宮尾秀行君） 文教厚生常任委員長から提出されました継続審査申出書は、お手元に配付のとおりです。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。従って、文教厚生常任委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第6回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午後2時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員